

容量市場システム長期脱炭素電源オークション
業務詳細設計
(リクワイアメント・アセスメント業務)
実需給期間前

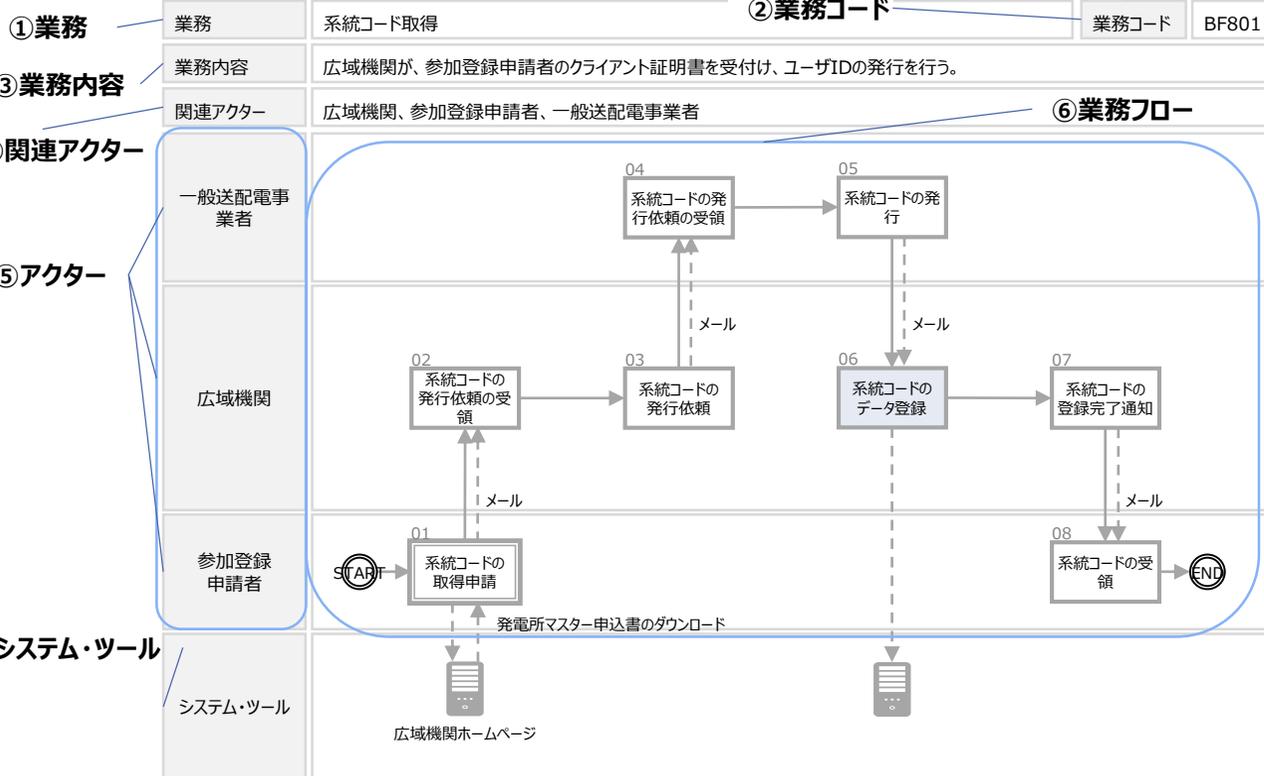
2025年5月28日

電力広域的運営推進機関
総務部情報システム室

- 業務詳細設計は、「業務フロー」・および「業務仕様書」から構成されています。
- 各業務に対して、業務フローを作成し、実需給前業務の流れを可視化・構造化するとともに、フローだけでは表しきれない内容について、業務仕様書で補説しております。

【業務フローの構成】

凡例 ツール対応 業務仕様書の対象



【各要素の解説】

No.	要素名	解説
①	業務	業務全体像の参加登録・長期脱炭素オークションなどの主要業務
②	業務コード	業務の通し番号
③	業務内容	広域機関が実施する業務の概要
④	関連アクター	容量市場の業務を実施する上での関係者(参加登録申請者など)
⑤	アクター	フロー上で関係者ごとの業務内容を可視化するための区分け
⑥	システム・ツール	容量市場システム、広域機関システム、ツールなど業務に利用するもの
⑦	業務フロー	業務の前後関係と作業主体たるアクターを可視化したもの

- 業務詳細設計は、「業務フロー」・および「業務仕様書」から構成されています。
- 各業務に対して、業務フローを作成し、実需給前業務の流れを可視化・構造化するとともに、フローだけでは表しきれない内容について、業務仕様書で補説しております。

【業務仕様書の構成】

業務	事業者情報の登録の申込	業務コード	BF811-02
関連アクター	広域機関、参加登録申請者		
詳細内容			
<p>事業者情報の登録の申込 参加登録申請者は、応札から制度適用期間、請求・交付まで広域機関と連携するための情報として、事業者としての情報や支払情報、および担当窓口の連絡先など以下の項目を登録および提出する</p>			
情報	登録項目	登録時期	
事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者名 所在地 銀行口座(金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、預金種目、口座番号、口座名義) 担当者名 担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署) 	随時 ※長期脱炭素電源オークション開催期間中(参加資格通知書の発行から落札結果の情報公表までの期間)でも事業者情報の登録を受け付けるが、事業者情報の審査はしない	

【業務プロセス概要】
 業務名やプロセスNo.を含む業務コード等の当該業務プロセスの詳細情報

【詳細内容】
 該当する業務プロセスにおいて、以下のような詳細情報を記載

- 登録や審査に必要な情報の全量
- 審査を行う場合、項目ごとの審査内容
- 特殊であったり煩雑な判断が必要で、業務フローに記載しきれない内容があればその詳細

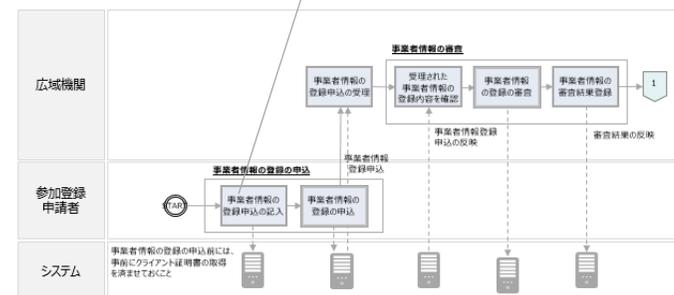
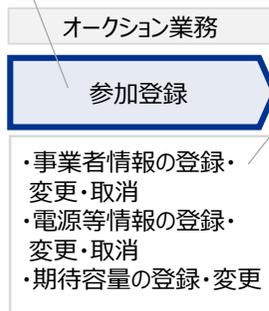
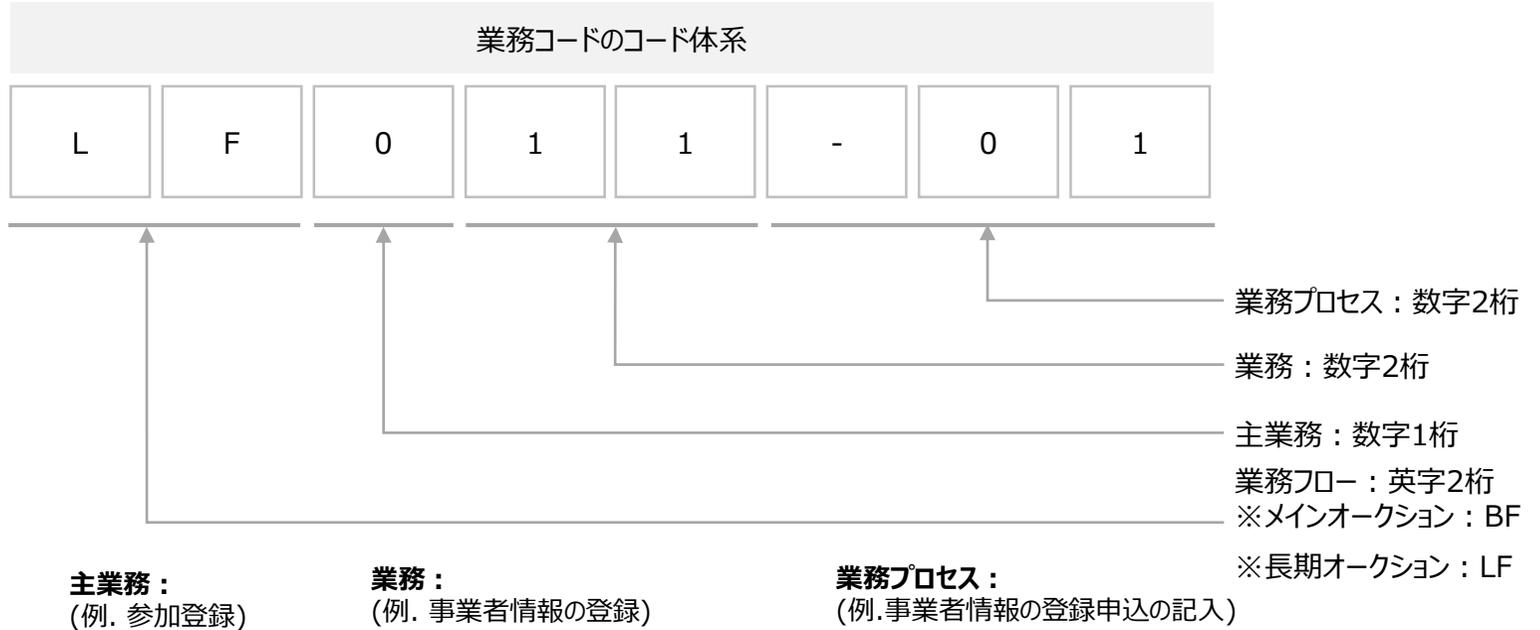
■ 業務フローは、以下の凡例を用いて作成されています。

【業務フロー 凡例】

オブジェクト	オブジェクト名	説明	オブジェクト	オブジェクト名	説明
	START記号	プロセスの開始記号 接続プロセスがある場合は接続プロセス記号を使用		接続プロセス	接続元、接続先プロセスがある場合に使用 (他プロセス、他領域との接続に使用)
	END記号	プロセスの終了記号 接続プロセスがある場合は接続プロセス記号を使用		システム	システムのサーバやツールを表すオブジェクトとして使用
	業務プロセス	業務プロセスの記述に使用		ツール	システム開発の都合上、当面の間暫定的に ツール対応が必要とされる場合にシステムオブ ジェクトの代わりに使用
	データ接続 (点線)	システム・データベース・ツール・メール等と業務 間のデータ入出力の表記に使用		データファイル	事業者情報等データを保持するExcel等の ファイル
	プロセス接続 (実線)	プロセス間の接続に使用		業務仕様書 の対象範囲	業務仕様書の対象範囲である業務プロセスに 使用
	判定/分岐	プロセス間で分岐/判断が発生する場合に 使用		ツール等対応 検討	ツール等の対応範囲となる業務プロセスの記 述に使用

■ 以下の凡例を用いて業務フローに、業務コードを付与しています。

【業務コード 凡例】



■ 実需給期間における主業務に対して以下のように業務コードを付与している

主業務	業務コード (業務フロー+主業務)	業務	業務コード (業務)
リクワイアメント・アセスメント	LF2	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整)	LF200
		リクワイアメントに対する評価(供給力の維持)	LF201
		リクワイアメントに対する評価(発電余力の卸電力取引所等への入札)	LF202
		リクワイアメントに対する評価(電気の供給指示への対応)	LF203
		リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)	LF204
		リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結)	LF205
		リクワイアメントに対する評価(脱炭素燃料の混焼率の達成)	LF206
		リクワイアメントに対する評価(年間設備利用率の達成)	LF207
		リクワイアメントに対する評価(脱炭素化ロードマップの遵守)	LF208
		リクワイアメントに対する評価(脱炭素化ロードマップの遵守(バイオマス))	LF209

 本資料の対象となる「実需給期間前」業務

- 長期脱炭素オークションの業務実施する上での関係者をアクター一覧として整理しました。

アクター	説明
広域機関	容量市場の市場管理者として容量オークションの開催や費用の徴収・支払を行う公的機関
一般送配電事業者	電気事業法で定められた電気事業者の類型の一つで、経済産業大臣から送配電事業を営む許可を受けた事業者
小売電気事業者	電気事業法で定められた電気事業者の類型の一つで、小売電気事業を営むために経済産業大臣の登録を受けた事業者
安定電源提供者 (例：火力、原子力、貯水式水力、揚水式水力、地熱、蓄電池)	電源種別等に応じ設備容量（送電端ベース）が3~10万kW以上の安定的に供給力として見込める脱炭素電源の、新設・リプレース等および改修（既設火力の脱炭素化への改修）における新規投資を計画している事業者
変動電源提供者 (例：太陽光、風力、自流式水力)	電源種別等に応じ設備容量（送電端ベース）が3~10万kW以上であり、気象条件等による供給力変動により安定的に供給力として見込める脱炭素電源の、新設・リプレース等および改修（既設火力の脱炭素化への改修）における新規投資を計画している事業者
参加登録申請者	長期脱炭素オークションに参加するために、参加登録を申請する事業者
落札事業者	長期脱炭素オークションにおいて落札し、広域機関と容量確保契約を締結した事業者
差替元電源等提供者	容量確保契約の締結後、やむを得ない理由により供給力を提供できない場合に、代替となる供給力を希望する落札事業者
差替先電源等提供者	差替元電源等提供者に代替となる供給力を提供する事業者（ただし、落札電源を除く）

- 長期脱炭素オークションの業務を実施する際の専門用語を用語集として整理しました。

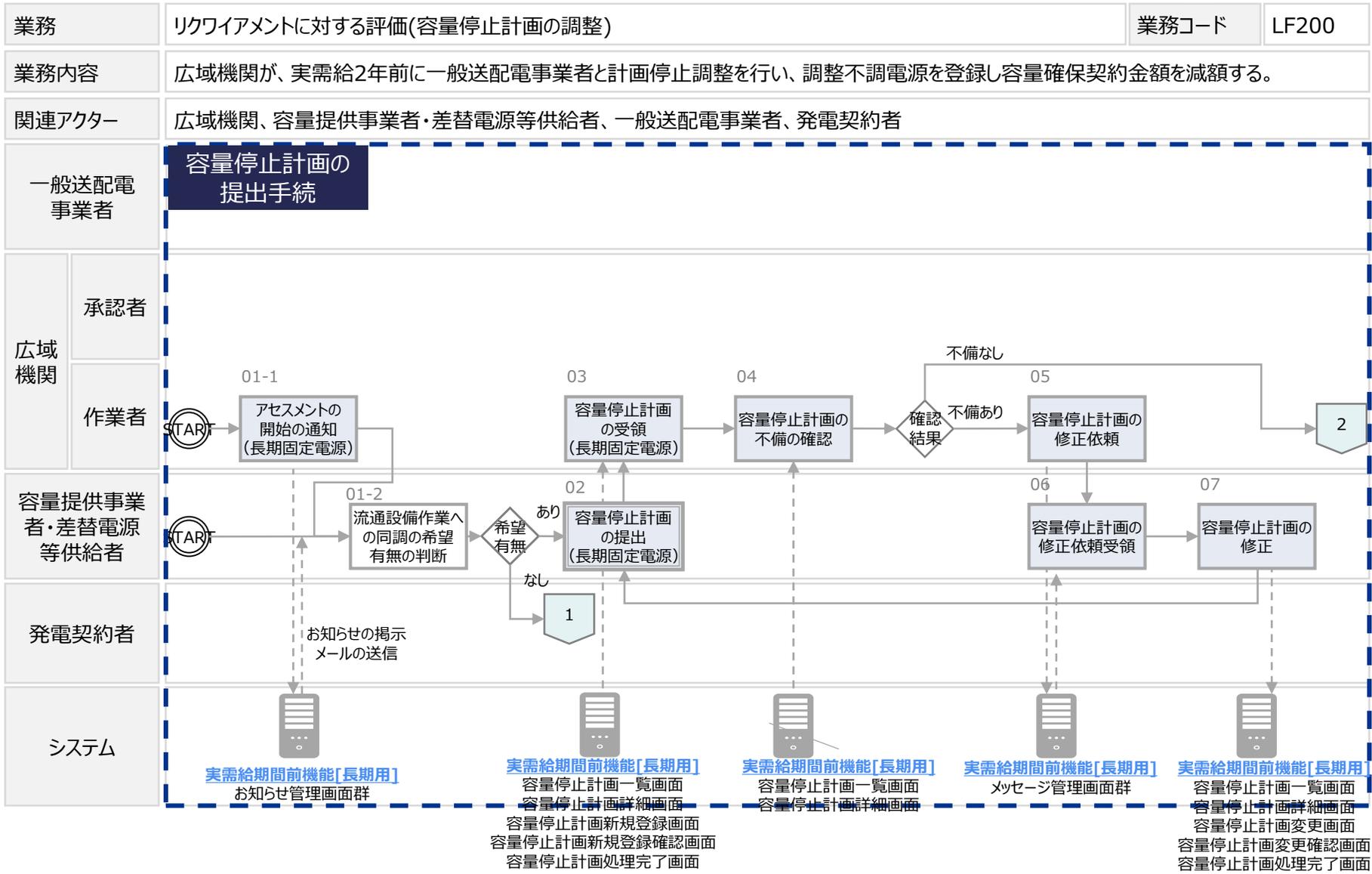
用語	説明
実需給期間前機能[長期用]	容量市場システム（実需給期間前機能[長期用]）を指し、長期脱炭素電源オークション向けに、今回開発を検討しているシステムを指します。
実需給期間前機能[メイン用]	メイン・追加オークション向けに現在使用している、容量市場システム（実需給期間前機能[メイン用]）を指します。
応札上限値	応札できるkW容量の最大値を指します。
差替掲示板	オークションで落札した電源等が代替となる供給力の提供を希望する場合に使用する掲示板を指します。
制度適用期間	本オークションで落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則20年間となります。20年を原則としつつ、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。また、制度適用期間の開始は2027年度以降となります。
マルチプライス方式	本オークションにおける約定価格は、各応札電源の応札価格が約定価格となります。（マルチプライス方式）
供給力提供開始期限	電源種ごとに設定された供給力の提供を開始しなければいけない期限

LF200

容量停止計画の調整

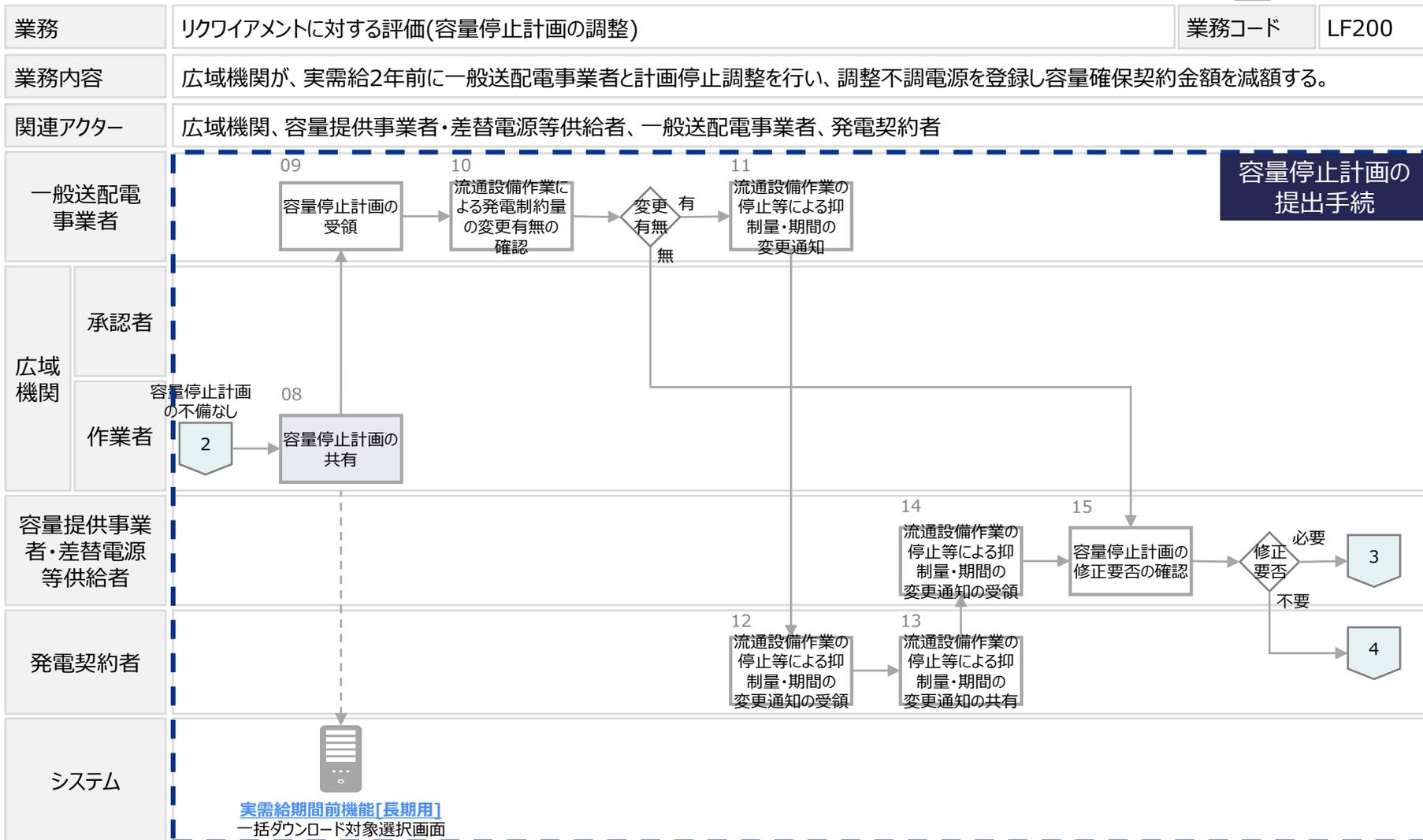
リクエスト・アセスメント： リクエストに対する評価(容量停止計画の調整) (1/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



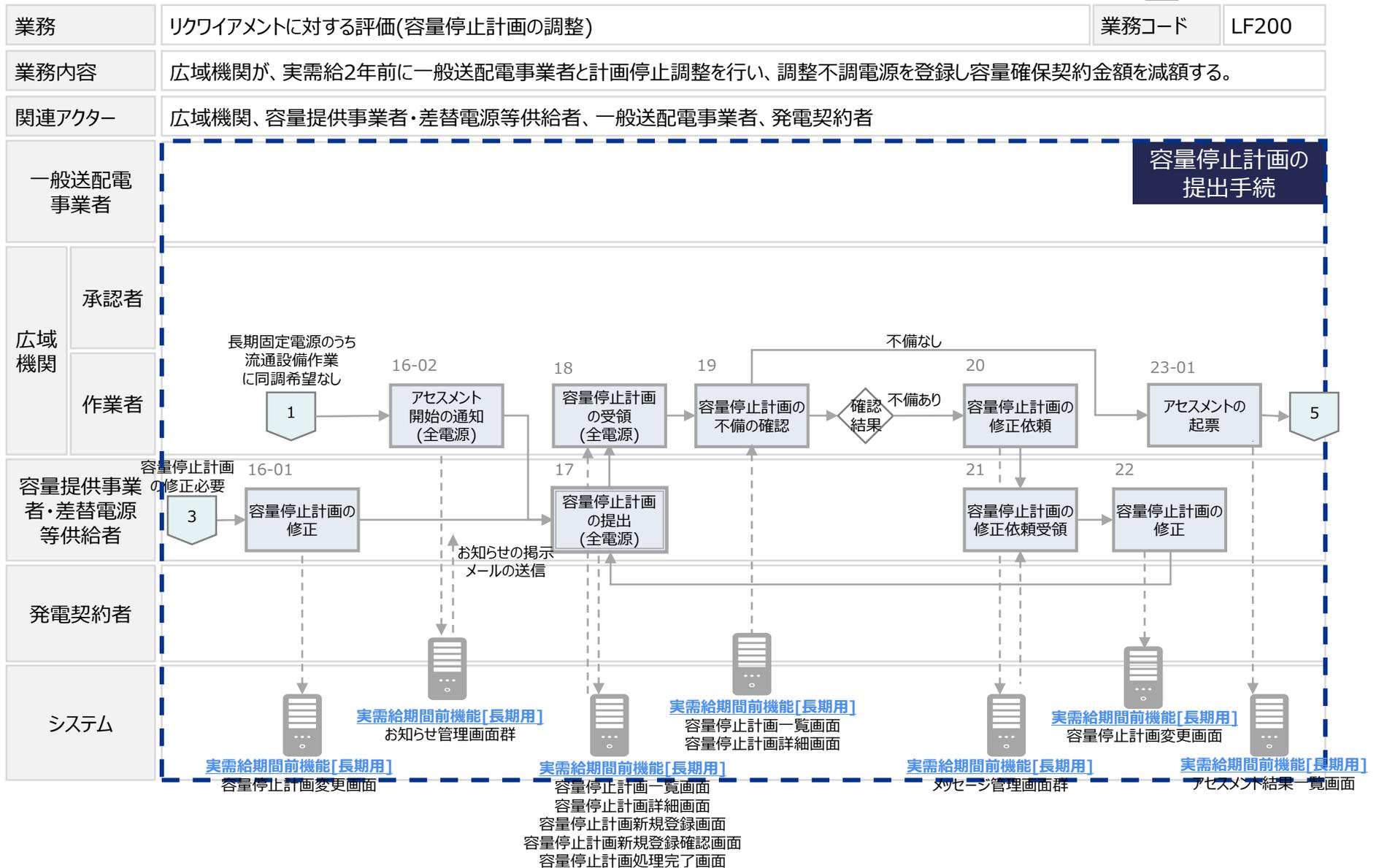
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (2/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



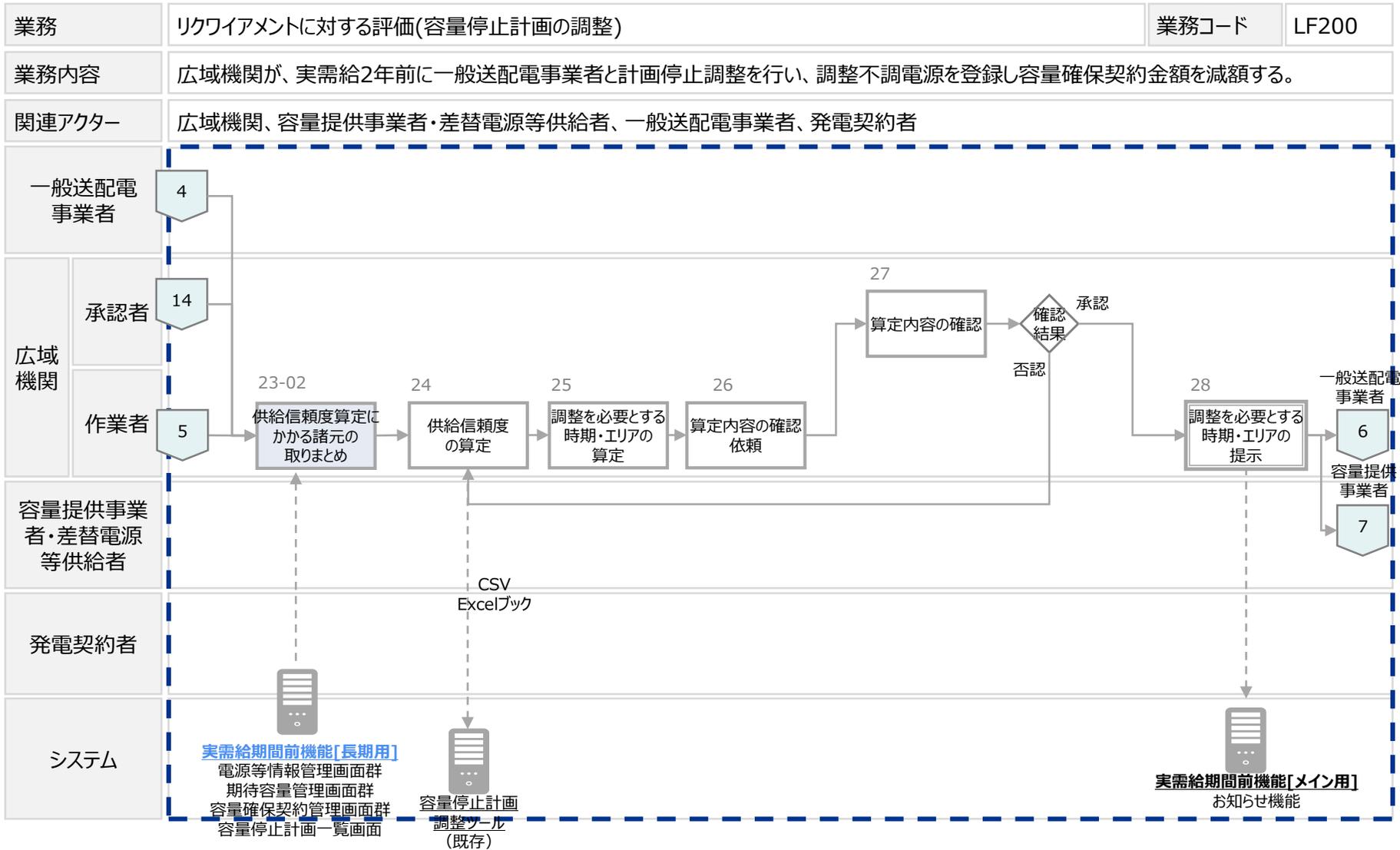
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (3/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



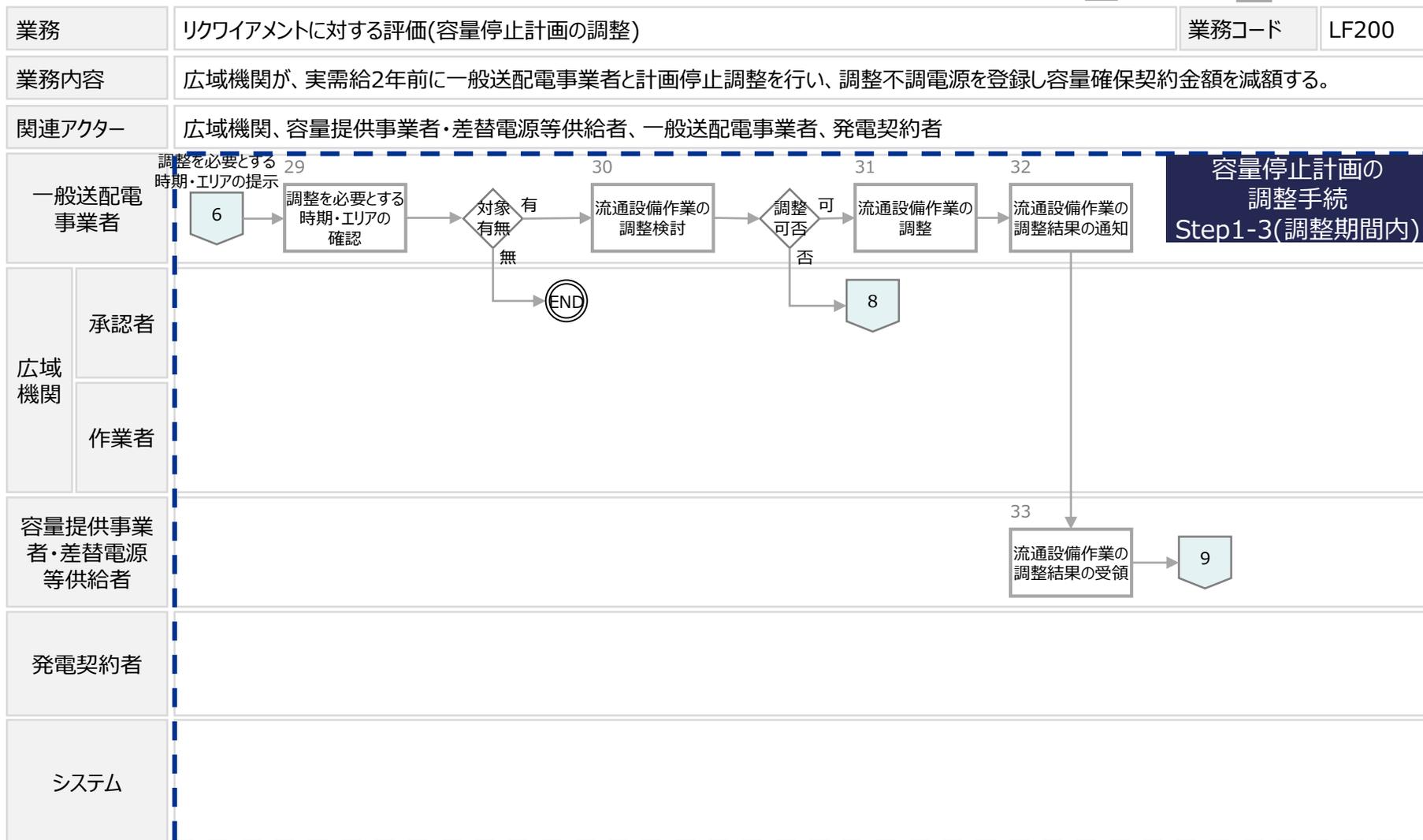
リクエスト・アセスメント： リクエストに対する評価(容量停止計画の調整) (4/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



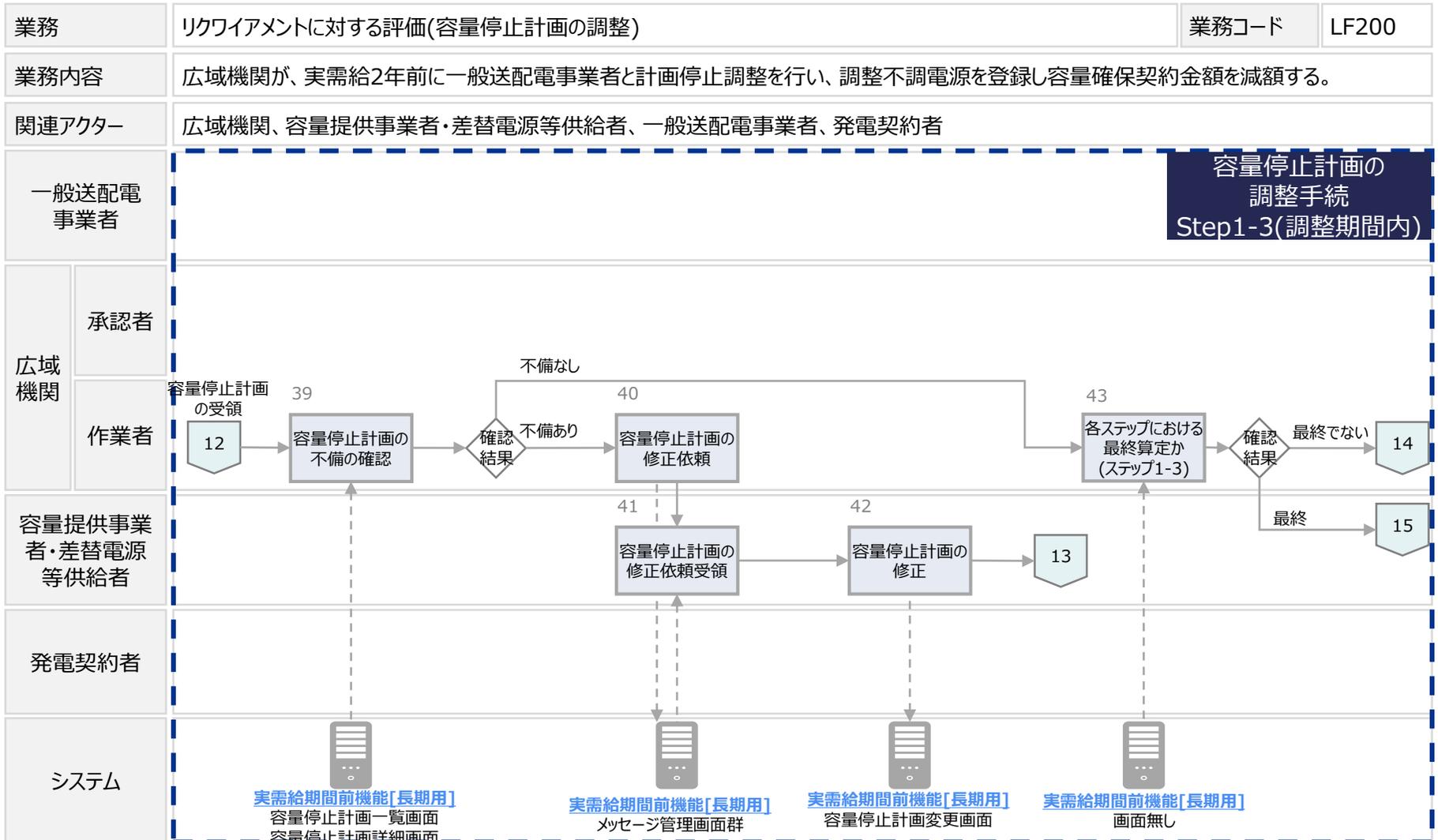
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (5/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



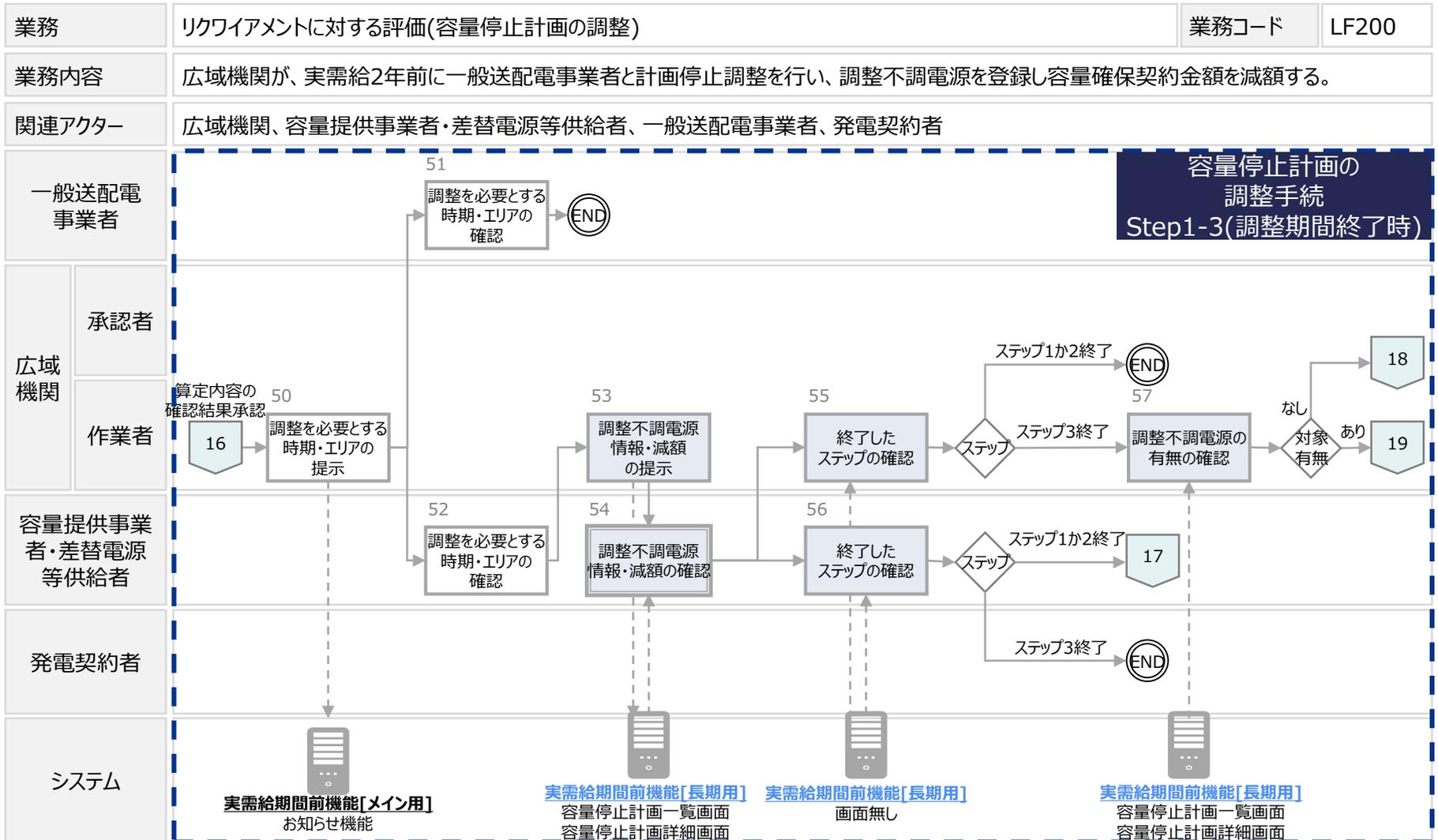
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (7/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



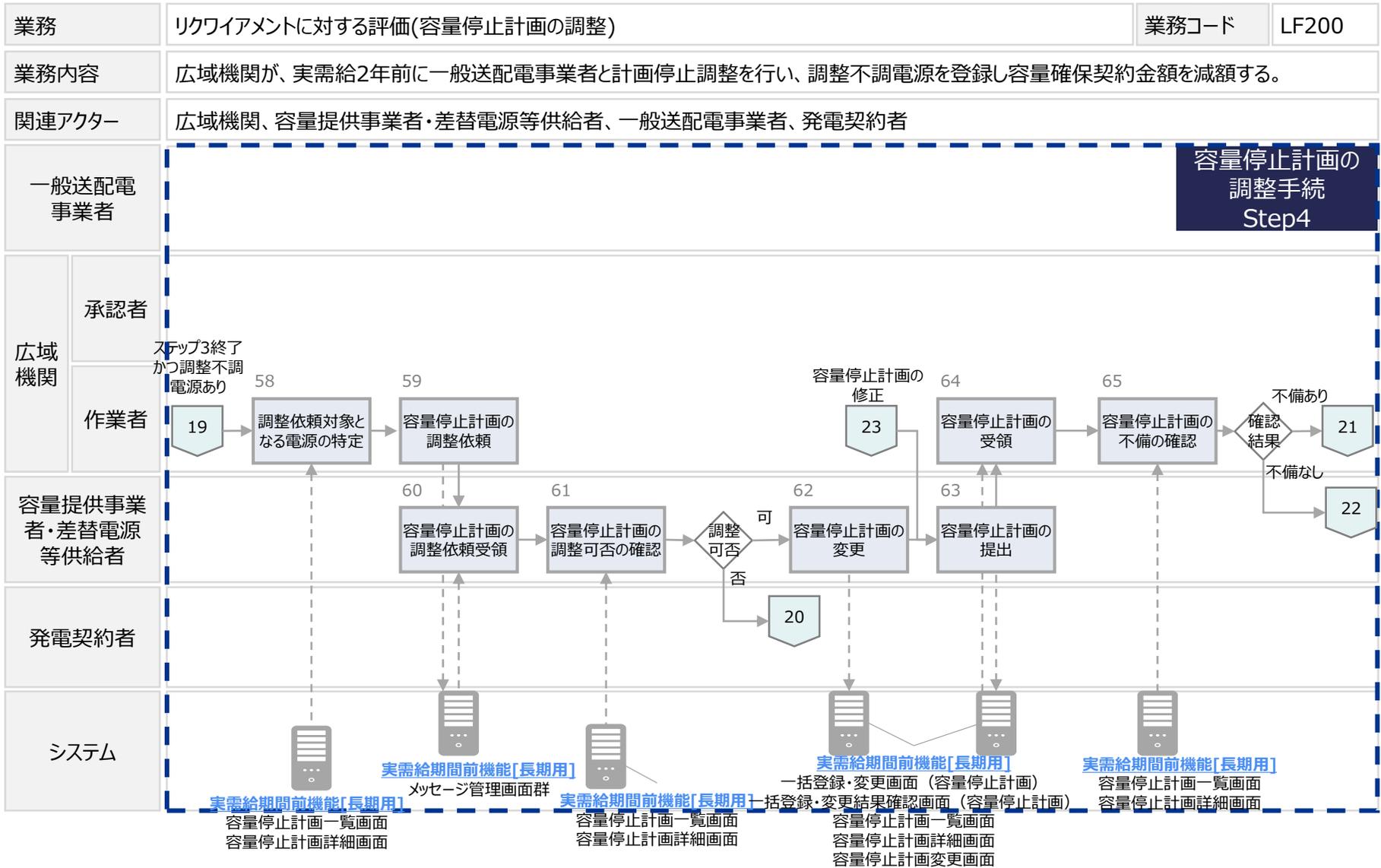
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (9/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



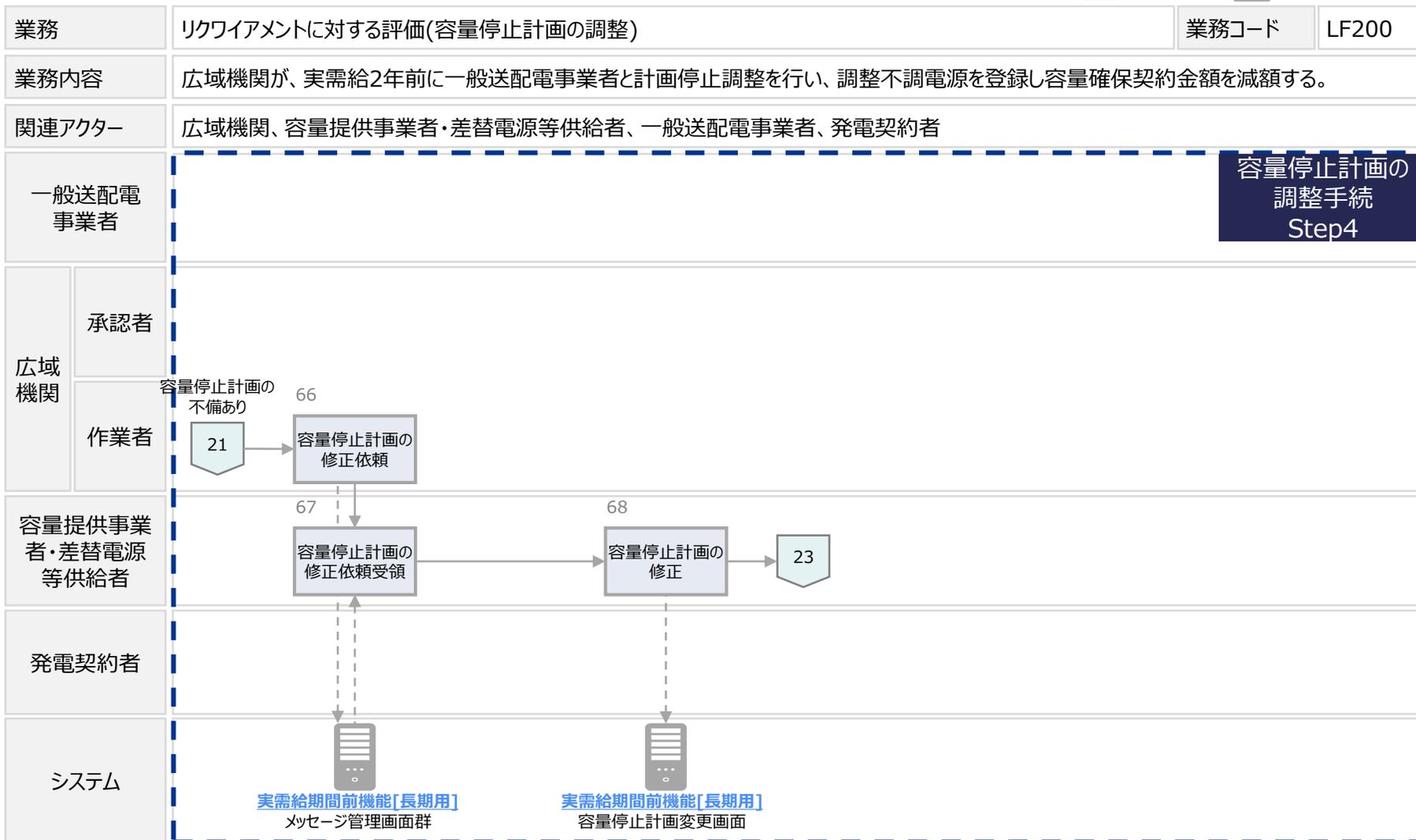
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (10/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



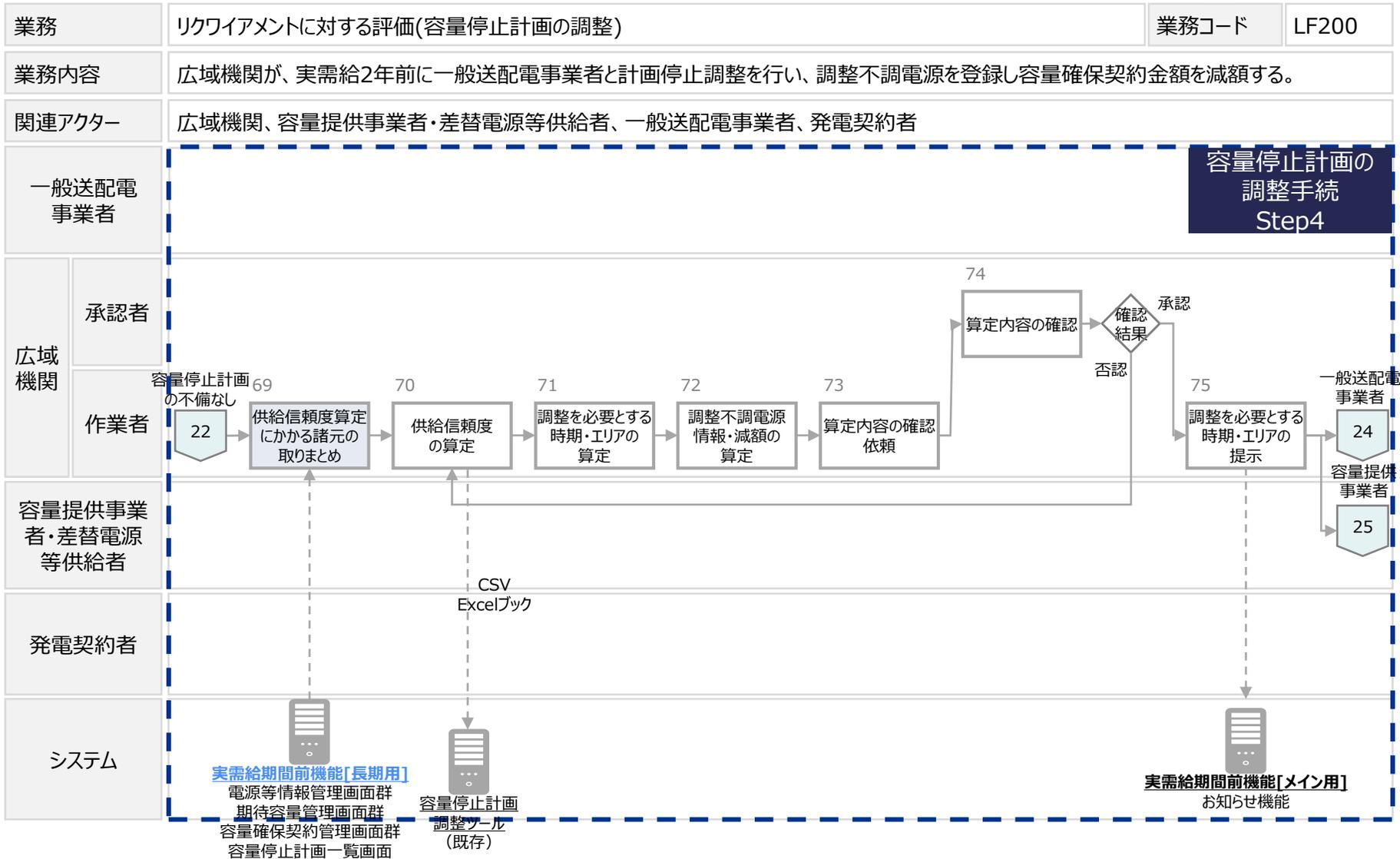
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (11/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



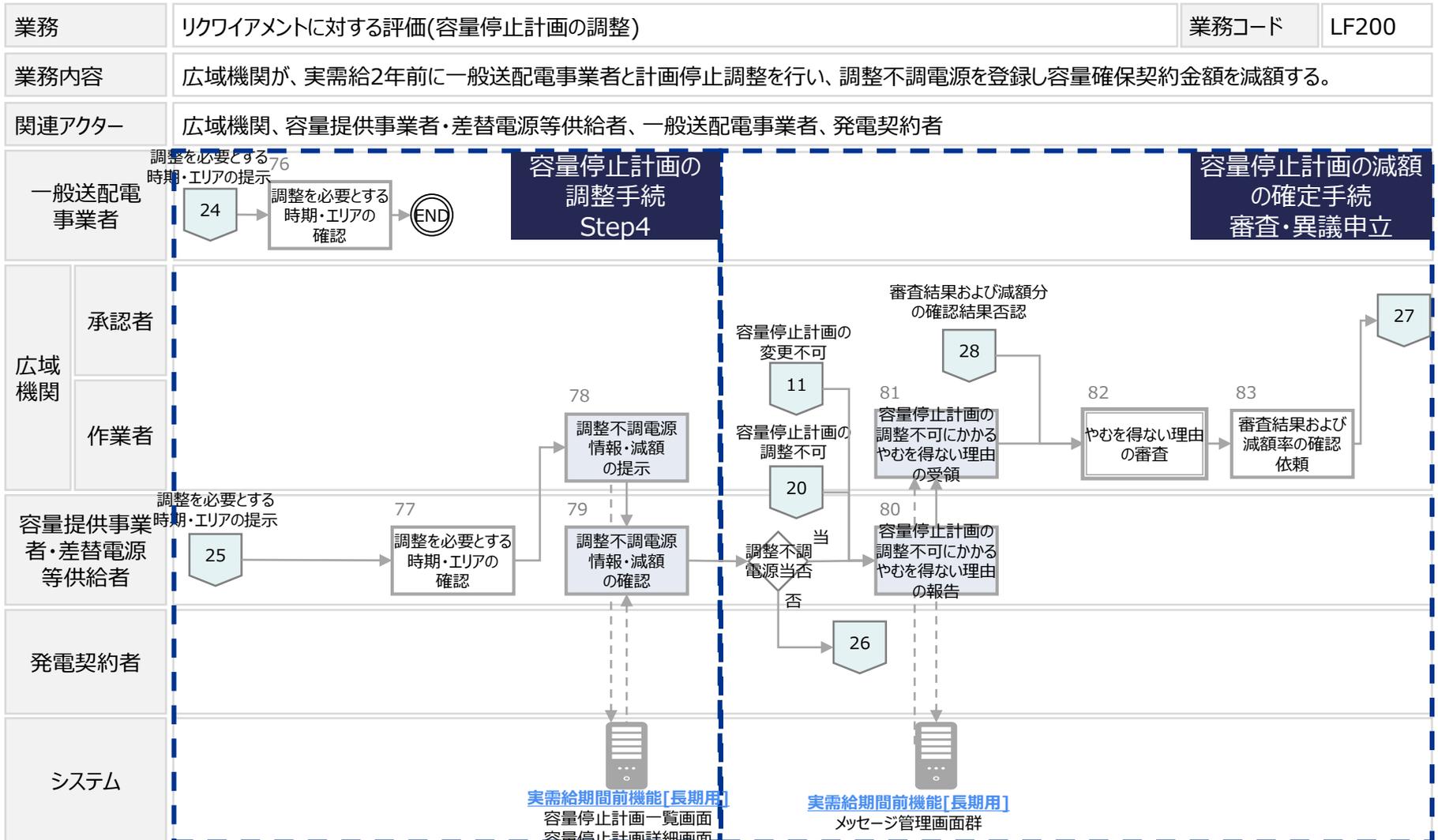
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (12/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



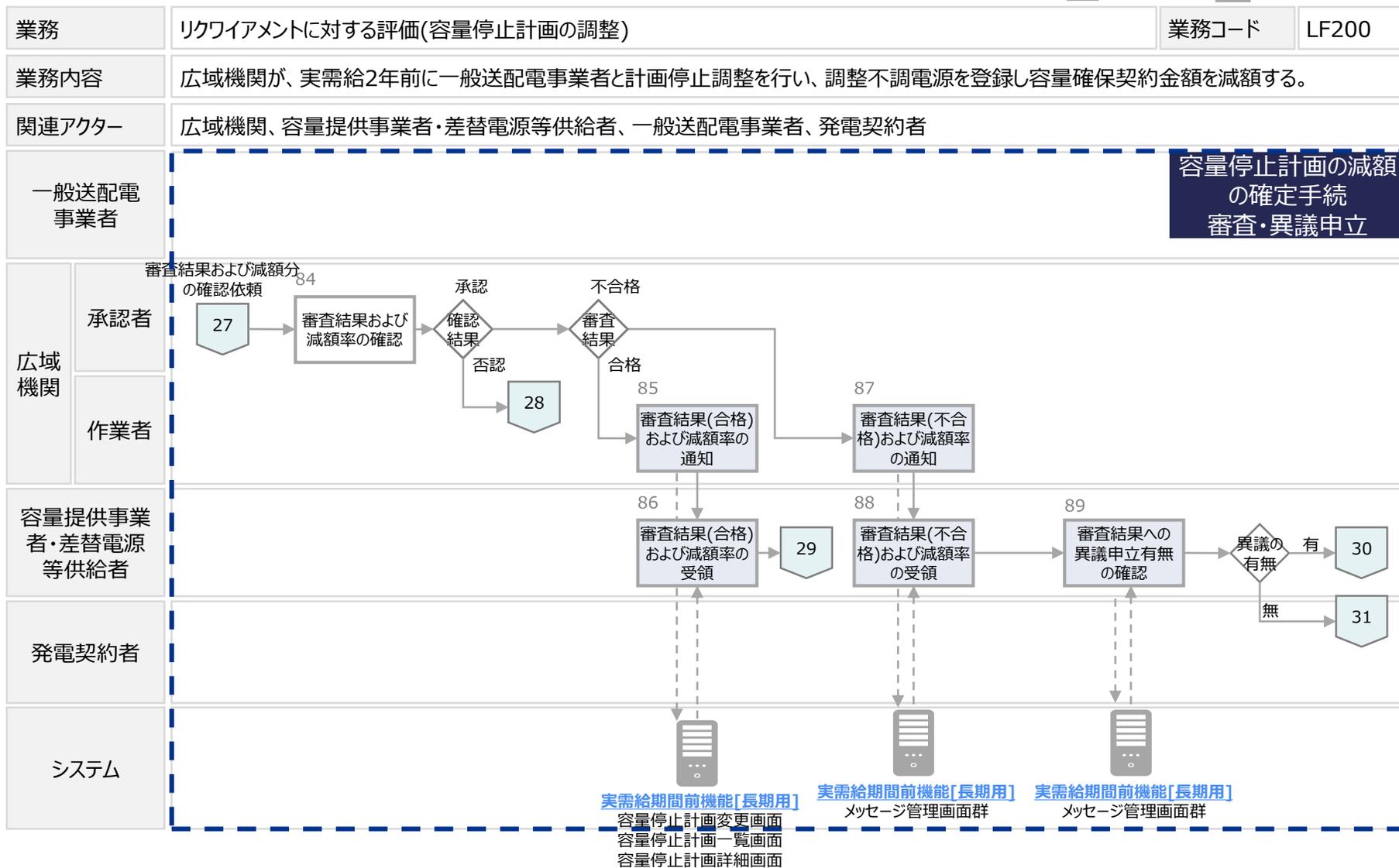
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (13/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



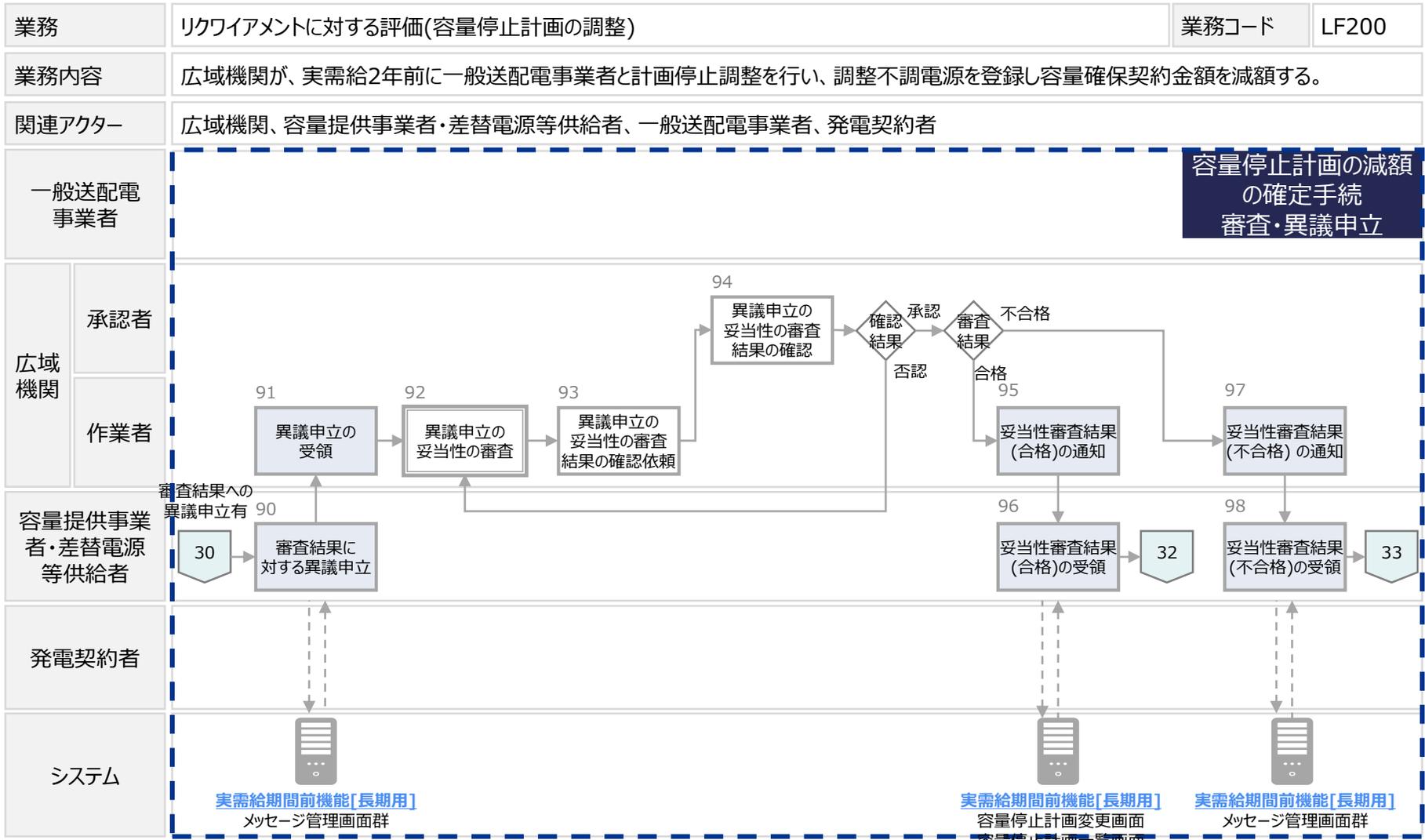
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (14/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (15/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

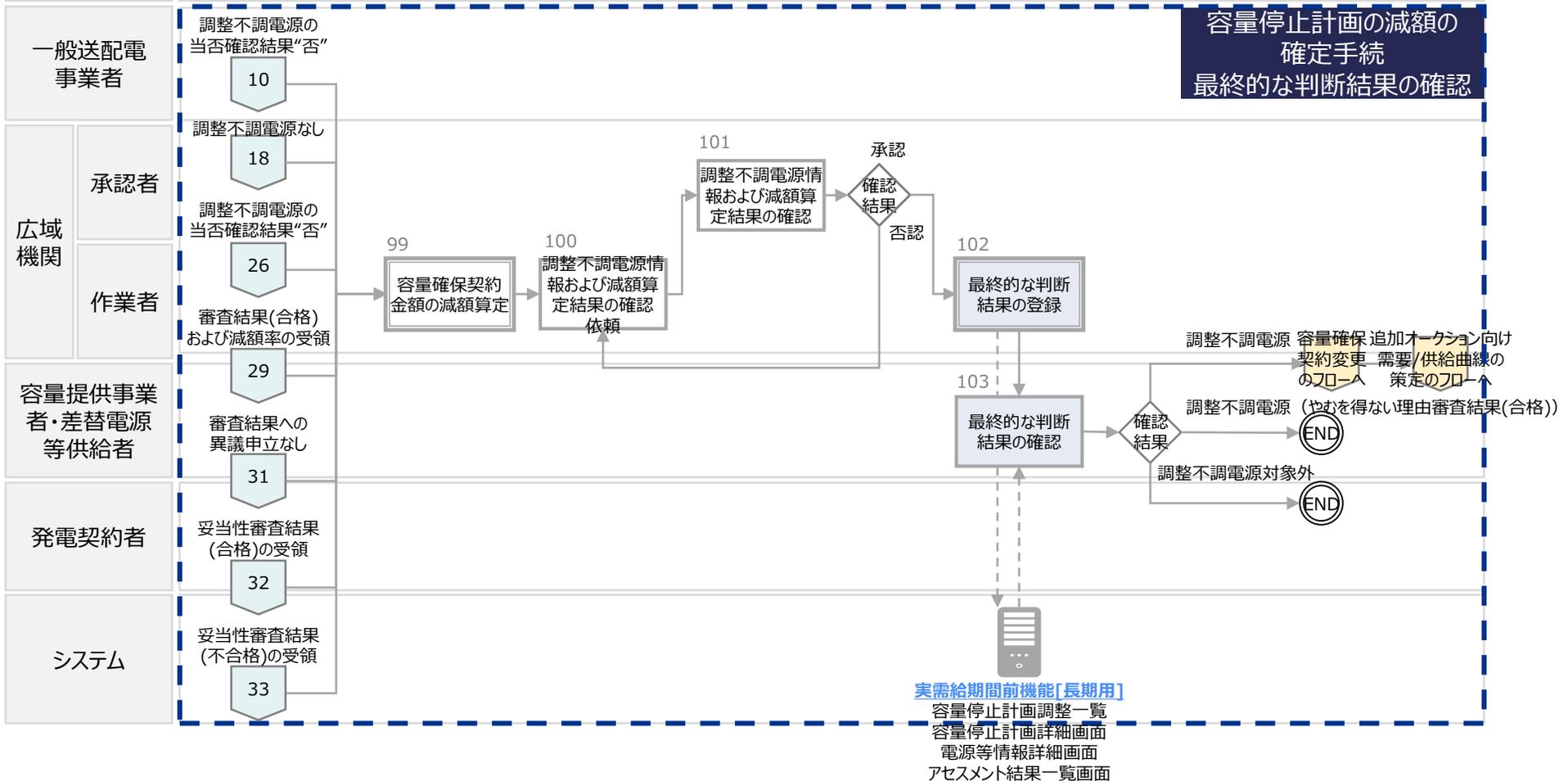


実需給期間前機能[長期用]
容量停止計画変更画面
実需給期間前機能[長期用]
容量停止計画一覧画面
実需給期間前機能[長期用]
容量停止計画詳細画面

リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整) (16/16)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画の調整)	業務コード	LF200
業務内容	広域機関が、実需給2年前に一般送配電事業者と計画停止調整を行い、調整不調電源を登録し容量確保契約金額を減額する。		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者・差替電源等供給者、一般送配電事業者、発電契約者		



リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

業務	容量停止計画の調整	業務コード	LF200-02
プロセス	名称	容量停止計画の提出（長期固定電源）	
	概要	容量提供事業者が、流通設備作業に同調が必要な容量停止計画を広域機関(作業員)へ提出する	
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		
当仕様書の記載内容	容量停止計画の提出情報		
<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者(安定電源提供者と変動電源提供者。但し全量を差し替えた差替元電源等提供者は対象としない。)および差替先電源等提供者は、広域機関が設定した期日までに以下の情報をExcelフォーマットに入力し、容量市場システムにアップロードすることで容量停止計画を提出する <p>【対象電源】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流通設備の作業に同調を求める長期固有電源 <p>【提出時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実需給2年度前の7月末日まで <p>【容量停止計画の提出情報(①～④は容量市場システムより自動入力)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①停止設備(号機の名称) ②系統コード ③受電地点特定番号 ④電源等識別番号 ⑤作業開始、終了日時 ⑥事業者管理番号(作業停止計画調整で使用するコード) ⑦出力可能容量(kW)(送電端値) <p>なお、調整実施後に電源等差替が発生した場合、容量提供事業者は差替先電源の容量停止計画を速やかに提出する。</p>			

リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

業務	容量停止計画の調整		業務コード	LF200-17
プロセス	名称	容量停止計画の提出（全電源）		
	概要	容量提供事業者が、容量停止計画を広域機関(作業者)へ提出する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者			
当仕様書の記載内容	容量停止計画の提出情報			
<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者(安定電源提供者と変動電源提供者。但し全量を差し替えた差替元電源等提供者は対象としない。)および差替先電源等提供者は、広域機関が設定した期日までに以下の情報をExcelフォーマットに入力し、容量市場システムにアップロードすることで容量停止計画を提出する。 <p>【対象電源】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流通設備の作業に同調を求めるもの以外の長期固有電源 <p>【提出時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実需給2年度前の10月末日まで <p>【容量停止計画の提出情報(①～④は容量市場システムより自動入力)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①停止設備(号機の名称) ②系統コード ③受電地点特定番号 ④電源等識別番号 ⑤作業開始、終了日時 ⑥事業者管理番号(作業停止計画調整で使用するコード) ⑦出力可能容量(kW)(送電端値) <p>なお、調整実施後に電源等差替が発生した場合、容量提供事業者は差替先電源の容量停止計画を速やかに提出する。</p>				

リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

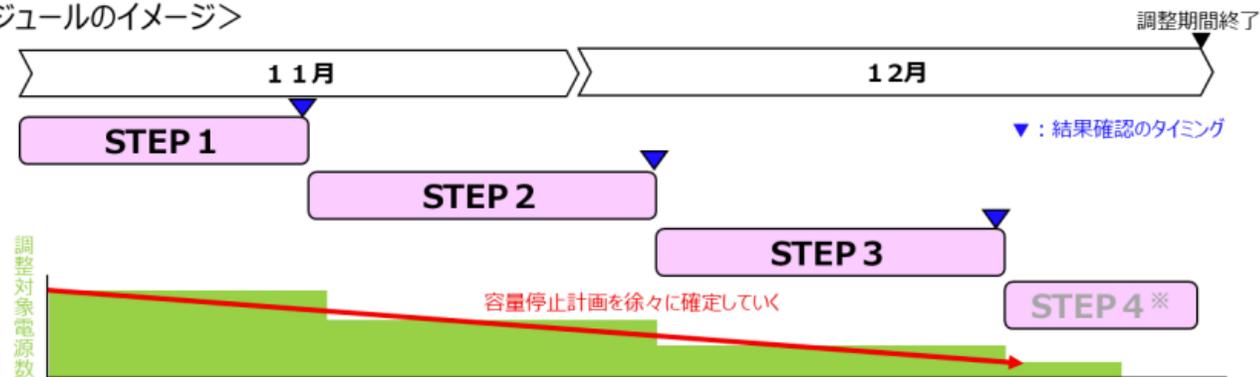
業務	容量停止計画の調整		業務コード	LF200-28
プロセス	名称	調整が必要な時期・エリアの揭示		
	概要	広域機関(作業者)が、調整を必要とする時期・エリアの算定結果を容量提供事業者に提示する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者			
当仕様書の記載内容	容量停止計画の調整にかかる判断基準			
<p>・ 広域機関は、電源の計画停止調整が必要なエリア・時期において、容量提供事業者(安定電源提供者のみ)に計画停止時期の調整を依頼する</p> <p>電源の計画停止調整は、供給信頼度確保への影響だけでなく、追加設備量を利用するかどうかを含めて、メインオークションの約定結果に対して実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給信頼度確保へ影響を与える調整不調電源は、計画停止調整後の供給力が、対象年の必要供給力(年間H3需要の111%相当)を下回る場合の計画停止とする 追加設備量を利用する調整不調電源は、計画停止調整後の供給力が、容量オークションで確保する供給力(年間H3需要の116%相当)を下回る場合の計画停止とする <p>また、計画停止調整の対象は、供給計画に計上している定期点検等の長期間の計画的な停止とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加設備量は、2019年度供給計画の1年目の計画停止をもとに算定する(供給計画は定期点検等の長期間の計画的な停止を対象とし、追加設備量は最低限の量とする) 計画停止調整を2年前に行う(加えて、2年前よりも1年前の調整不調の減額率を厳しくする)ため、全ての計画停止は対象にしない(トラブル等による突発的な計画停止や短期間作業など、2年前に計画停止調整が行えないものもあるが、これらの計画停止は追加設備量には反映させない) <p>なお、全ての計画停止に減額案を適用できないため、通常のリクワイアメントは変更しない。また、減額の対象となる計画停止についても、通常のリクワイアメントの対象とする(計画停止日数の乗率1倍)</p>				

リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

業務	容量停止計画の調整		業務コード	LF200-35
プロセス	名称	容量停止計画の変更検討		
	概要	容量提供事業者が、調整不調電源に割り当てられた場合に、容量停止計画の変更を検討する		
関連アクター	容量提供事業者			
当仕様書の記載内容	容量停止計画の変更に向けたスケジュール			

- 容量提供事業者が、調整不調電源に割り当てられた場合に、容量停止計画の変更を検討する
- 調整期間中は各ステップで変更可能な電源を対象とし容量停止計画の変更が可能

<調整スケジュールのイメージ>



	条件
STEP1	全電源が自由に計画変更可能
STEP2	供給信頼度に影響を与える月への計画変更は不可
STEP3	調整不調月の電源以外は、計画変更不可（ただし、STEP2と同様の制約あり）
STEP4	供給信頼度に影響がある場合のみ個別調整

リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

業務	容量停止計画の調整		業務コード	LF200-47
プロセス	名称	調整不調電源情報・減額の算定		
	概要	広域機関(作業)が、調整不調電源情報(調整不調日数・減額率・調整不調電源判定結果)および容量確保契約金額の減額を算定する		
関連アクター	容量提供事業者			
当仕様書の記載内容	調整不調電源情報および容量確保契約金額の減額の算定方法			
<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業)が、以下の算定式をもとに調整不調電源情報(調整不調日数・減額率・調整不調電源判定結果)を算定する <p>【調整不調電源情報の算定式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 減額率 <p>減額率 = 追加設備量を利用する場合の減額率*1+供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率*2</p> <p>*1 追加設備量を利用する場合の減額率 追加設備量を利用する場合の減額率 = 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量) × (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)</p> <p>*2 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 = 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整不調日数 <p>調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率*3 × 1ヶ月の日数</p> <p>*3 出力可能容量に関する補正率 出力可能容量に関する補正率 = (1 - 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整不調電源判定結果 <p>調整不調日数 > 0 の場合は、調整不調電源 調整不調日数 = 0 の場合は、調整不調電源対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> 容量確保契約金額の減額 <p>調整不調電源に科されるペナルティ = 対象実需給年度の契約単価(物価補正前) × 対象実需給2年度前の契約容量 × 減額率 × 調整不調日数</p>				

リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

業務	容量停止計画の調整		業務コード	LF200-54
プロセス	名称	調整不調電源情報・減額の確認		
	概要	容量提供事業者が、調整不調電源情報および容量確保契約金額の減額を確認する		
関連アクター	容量提供事業者			
当仕様書の記載内容	調整不調電源および容量確保契約金額の減額の登録内容			
<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者は、広域機関により通知された調整不調電源情報を基に、調整不調電源情報を確認する <p>【調整不調電源情報(①～⑦は作業停止計画調整ツール向けの情報出力と同じ内容)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①停止設備(号機の名称) ②系統コード ③受電地点特定番号 ④電源等識別番号 ⑤作業開始、終了日時 ⑥事業者管理番号(作業停止計画調整で使用するコード) ⑦出力可能容量(kW) (送電端値) ⑧減額率 ⑨調整不調の日数 ⑩広域機関判断結果 ⑪容量確保契約金額の減額 				

リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

業務	容量停止計画の調整		業務コード	LF200-82
プロセス	名称	やむを得ない理由の審査		
	概要	広域機関(作業員)が、容量提供事業者から受領したやむを得ない理由を審査する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	やむを得ない理由の合否判断の具体例			

- 広域機関(作業員)は、容量提供事業者から提出されたやむを得ない理由と調整相手が作成したやむを得ない理由を証明する資料をもとに、その妥当性を審査する
- やむを得ない理由が以下の例に該当、またはその他の理由で広域機関が妥当だと判断された場合、審査を合格とする

想定されるやむを得ない理由の対象項目	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例
調整に応じることができないやむを得ない理由	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など） メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合 上記以外で、広域機関がその理由を妥当であると判断した*1場合
「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」の対象外とならない理由	<ul style="list-style-type: none"> メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した*1場合

*1 やむを得ない理由を妥当であると判断する理由については、広域機関が個別の事例を確認し判断する

リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

業務	容量停止計画の調整		業務コード	LF200-92
プロセス	名称	異議申立の妥当性の審査		
	概要	広域機関(作業員)が、異議申立の妥当性を審査する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	異議申立妥当性審査の可否の具体例			

- 広域機関(作業員)は、容量提供事業者から5営業日以内に提出された審査結果(不合格)に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する
- 異議申立の内容が以下の例に該当、またはその他の理由で広域機関が妥当だと判断された場合、妥当性審査を合格とする

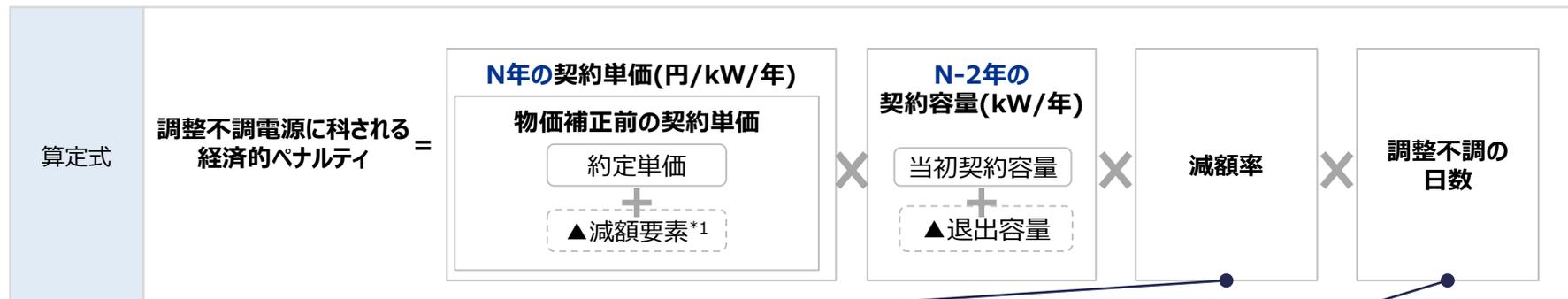
想定される異議申立の対象項目	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例
容量停止計画の調整不可のやむを得ない理由に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none"> • 合理的な理由*1により、やむを得ない理由を詳細に提出できなかった場合 • 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した*1場合

*1 合理的な理由、修正を認める理由および異議申立を妥当であると判断する理由については、広域機関が個別の事例を確認し判断する

リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

業務	容量停止計画の調整		業務コード	LF200-99
プロセス	名称	容量確保契約金額の減額算定		
	概要	広域機関(作業者)が、容量確保契約金額の減額を算定する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	容量確保契約金額の減額の算定方法			

- 広域機関(作業者)が、容量確保契約金額の減額を算定する



- 減額率 =**
 追加設備量を利用する場合の減額率 + 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
 - **追加設備量を利用する場合の減額率 =**
 $0.3\%/日 \times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{追加設備量}) \times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{停止対象容量})$
 - **供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 =**
 $0.6\%/日 \times (\text{供給信頼度確保に影響を与える容量} \div \text{停止対象容量})$
- 調整不調日数 =**
 出力可能容量に関する補正率 × 1ヶ月の日数
 - **出力可能容量に関する補正率 =** $(1 - \text{出力可能容量} \div \text{応札単位のアセスメント対象容量})$

*1：減額要素は以下2つ

- ・応札価格に含めた見積もり額を下回った分の系統接続費（円/kW/年）
- ・応札価格に含めた水素・アンモニアに係るサプライチェーン支援制度・拠点整備支援制度の支援予想金額を超えた分の支援金額を制度適用期間の年数と落札時の契約容量で除したもの（円/kW/年）

リクワイアメント・アセスメント：容量停止計画の調整

業務	容量停止計画の調整		業務コード	LF200-102
プロセス	名称	最終的な判断結果の登録		
	概要	広域機関が、調整不調電源の最終的な判断結果を登録する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	最終的な判断の基準			

- 広域機関が、調整不調電源の最終的な判断結果を登録する

【最終的な判断の基準と判断結果】

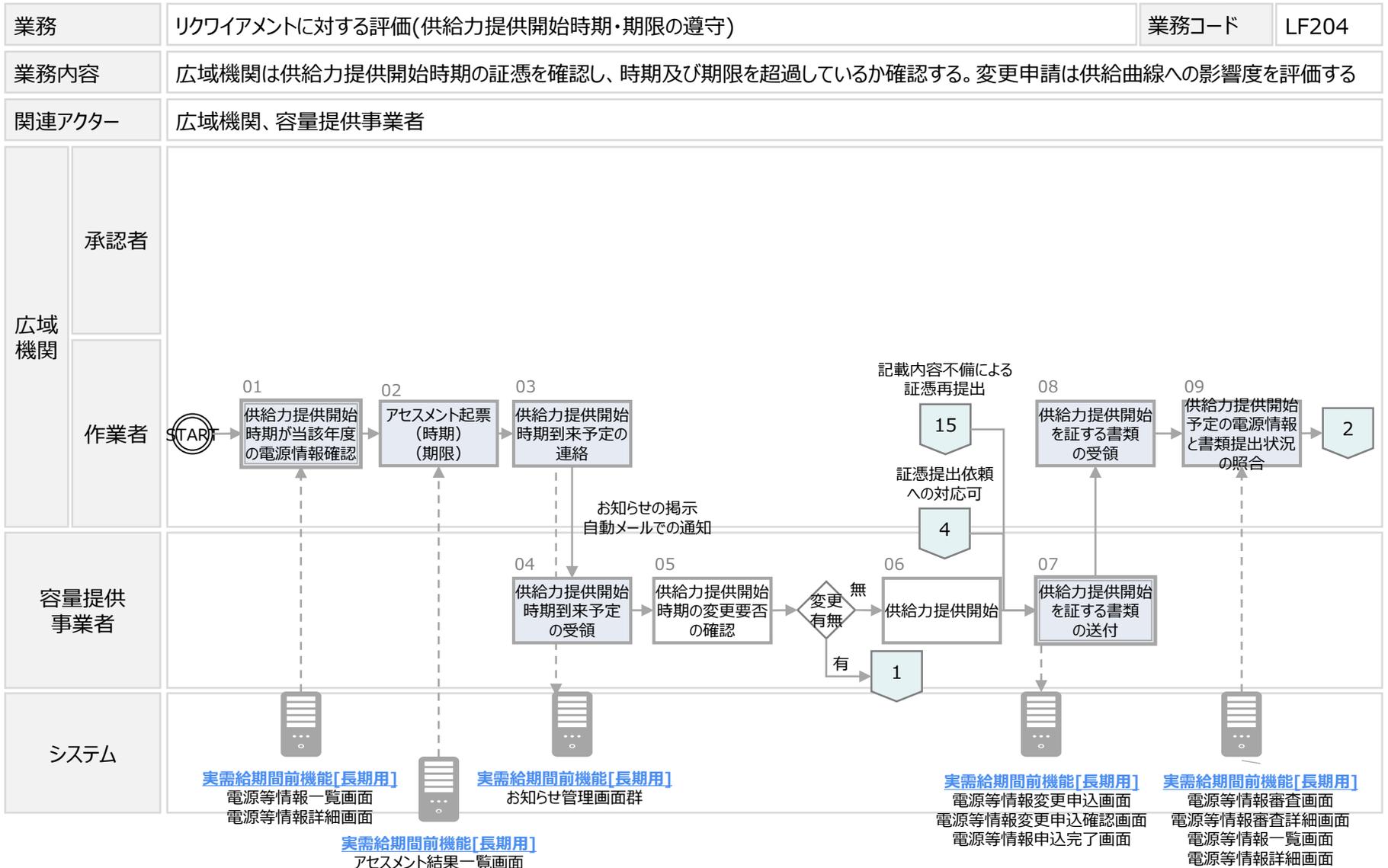
	判断基準				広域機関判断結果および 容量確保契約金額の減額
	やむを得ない理由	減額の有無 契約変更の有無	日数	減額率	
調整不調電源	認められた場合	無	0.0000	0.3000%	ペナルティ要素対象外 減額なし
	認められなかった場合 未提出	有	*.****	0.3000%	ペナルティ要素対象 減額あり：XXX円
調整不調電源 以外	—	無	空欄/0	空欄/0	調整不調対象外 減額なし

LF204

供給力提供開始時期・期限の遵守

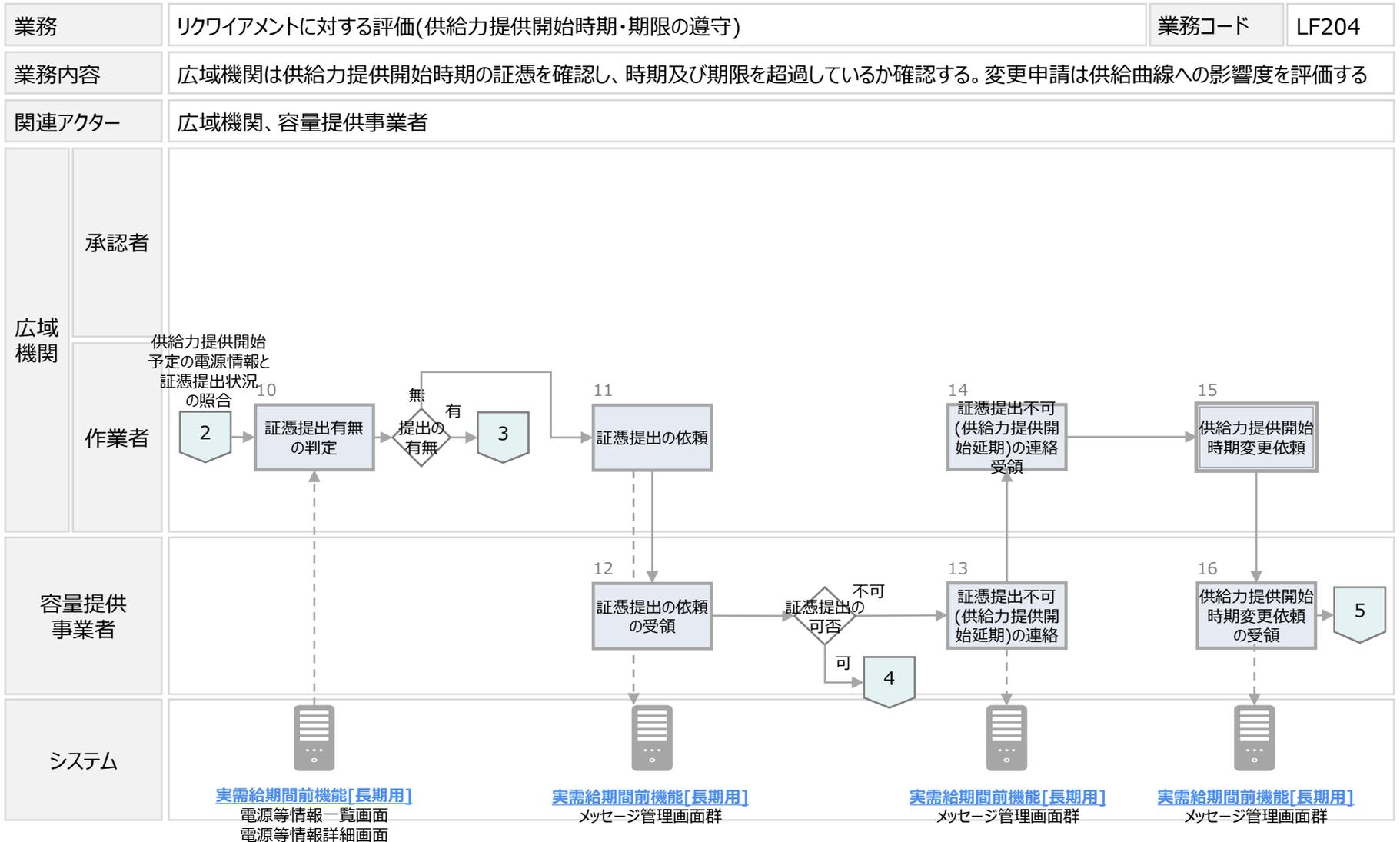
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守) (1/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守) (2/14)

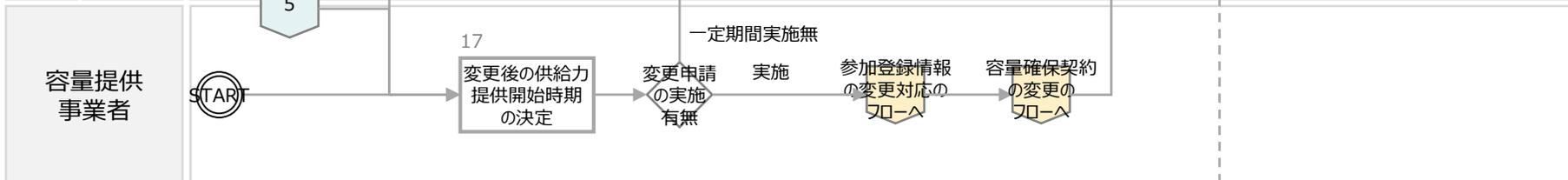
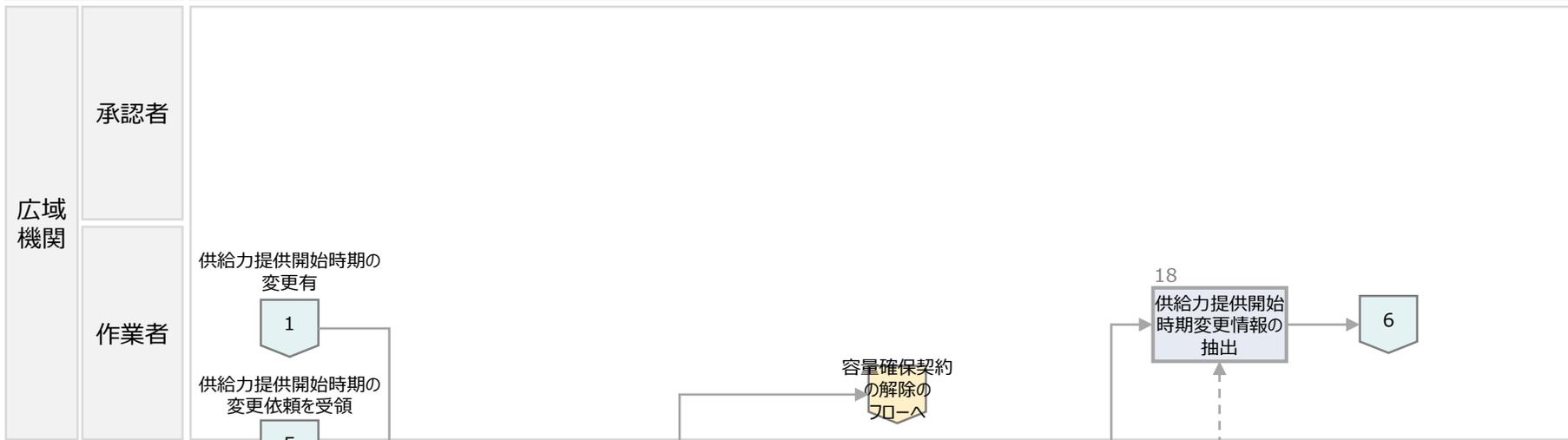
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守) (3/14)

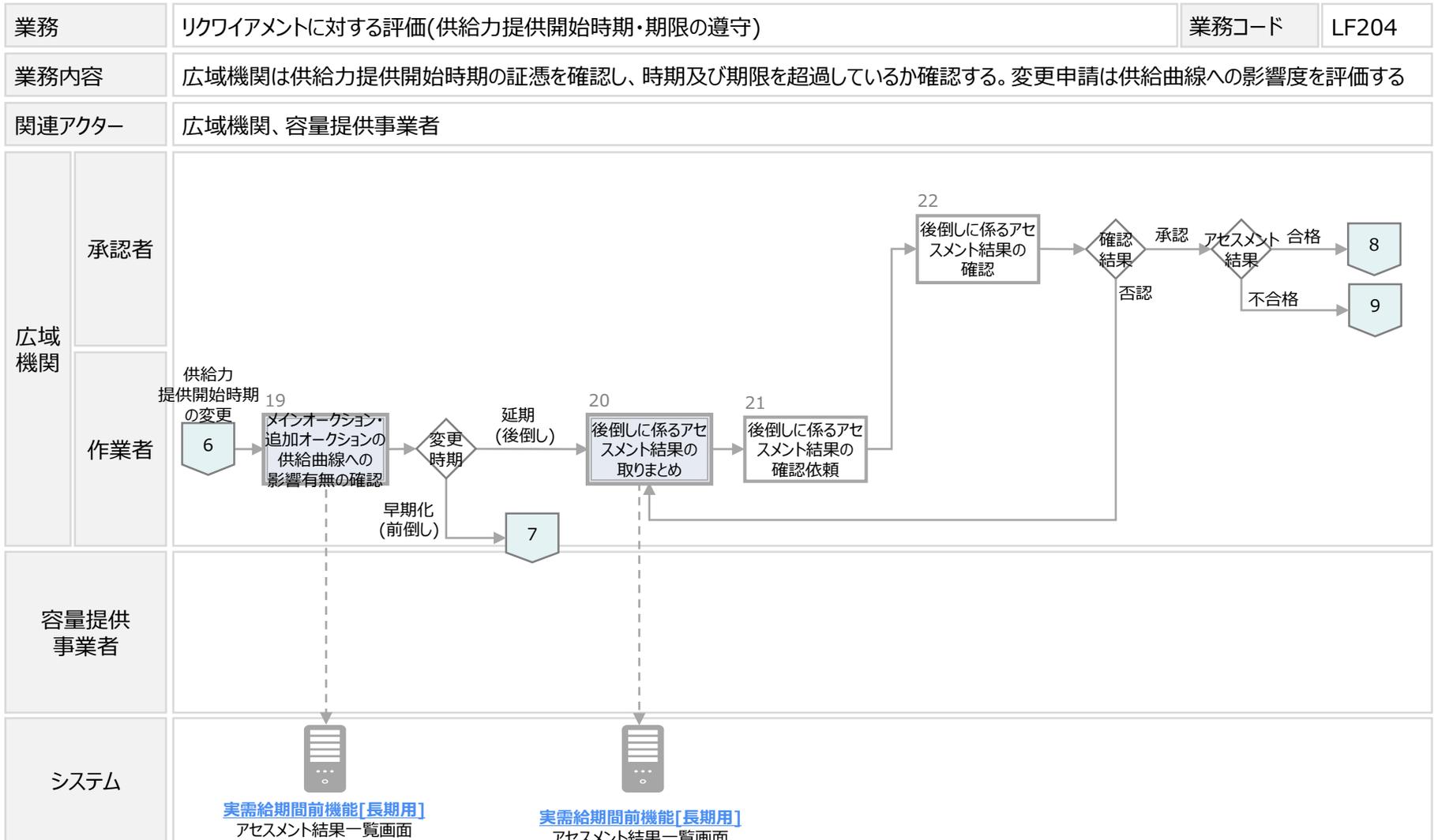
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)	業務コード	LF204
業務内容	広域機関は供給力提供開始時期の証憑を確認し、時期及び期限を超過しているか確認する。変更申請は供給曲線への影響度を評価する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



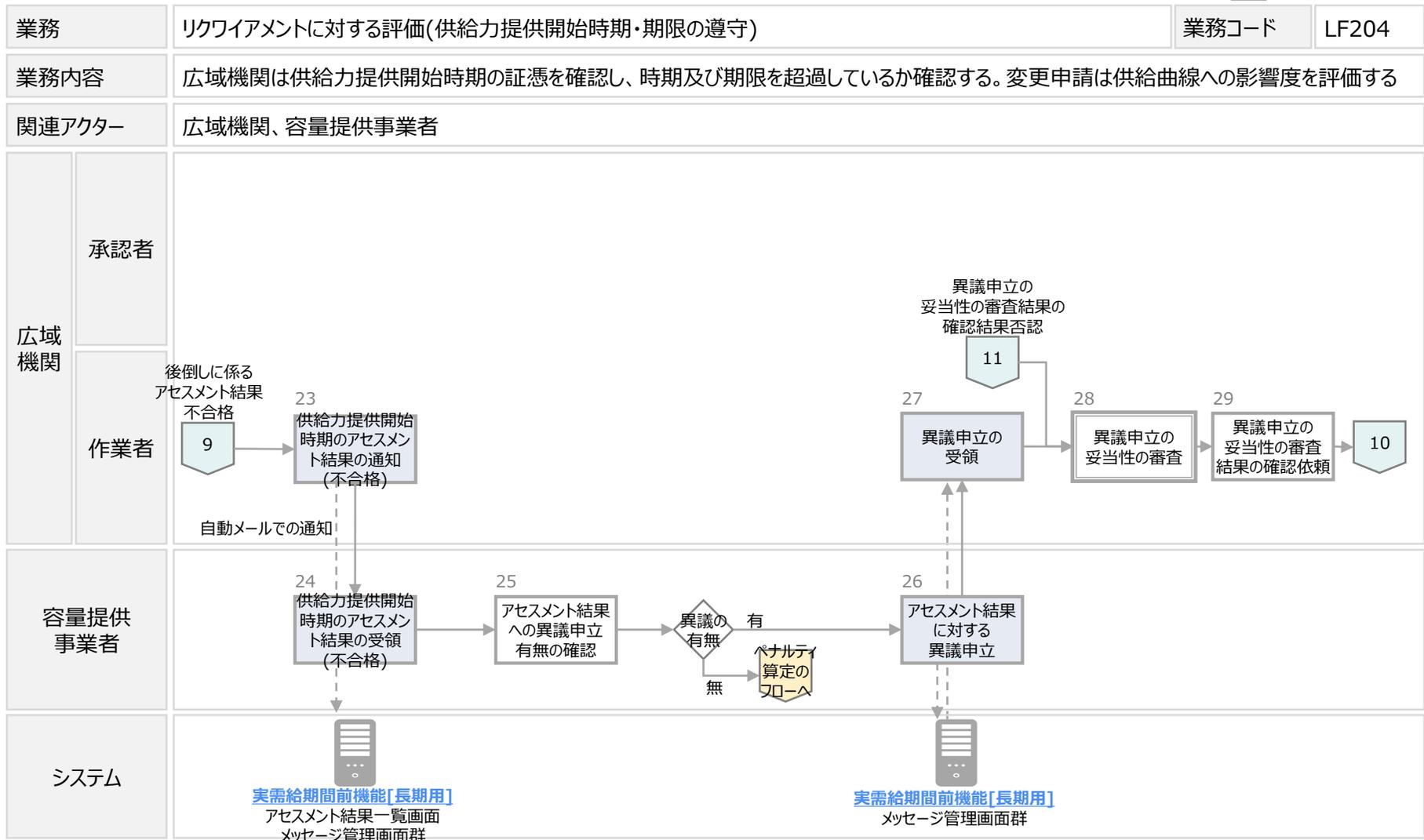
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守) (4/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守) (5/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



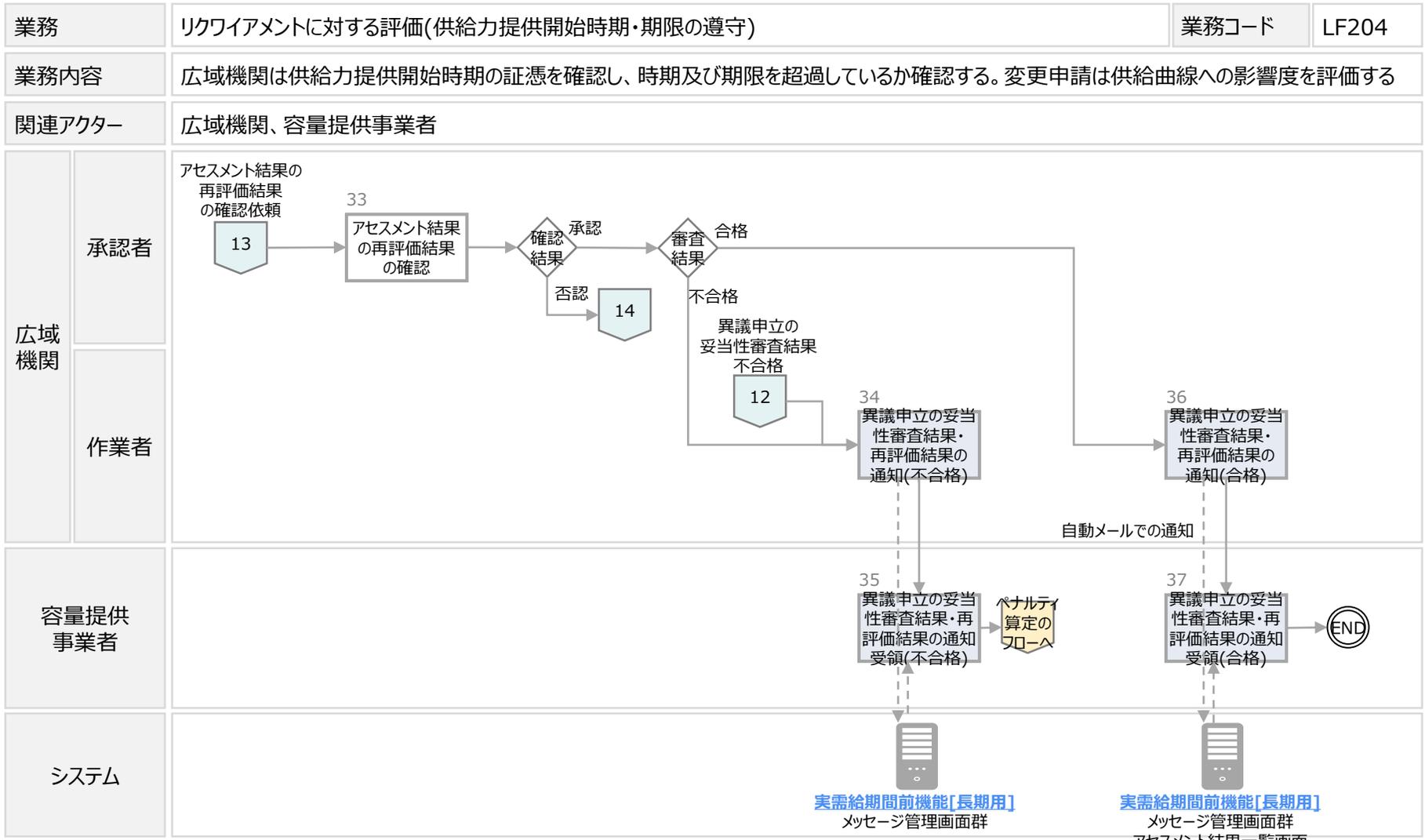
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守) (6/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)	業務コード	LF204
業務内容	広域機関は供給力提供開始時期の証憑を確認し、時期及び期限を超過しているか確認する。変更申請は供給曲線への影響度を評価する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		
広域機関	承認者	<pre> graph LR 10[10 異議申立の妥当性の審査結果の確認依頼] --> 30[30 異議申立の妥当性の審査結果の確認] 30 --> C1{確認結果} C1 -- 承認 --> C2{審査結果} C1 -- 否認 --> 11[11] C2 -- 合格 --> 14[14 アセスメント再評価結果の確認結果 否認] C2 -- 不合格 --> 12[12] 14 --> 31[31 アセスメント結果の再評価] 31 --> 32[32 アセスメント結果の再評価結果の確認依頼] 32 --> 13[13] </pre>	
	作業		
容量提供事業者			
システム			

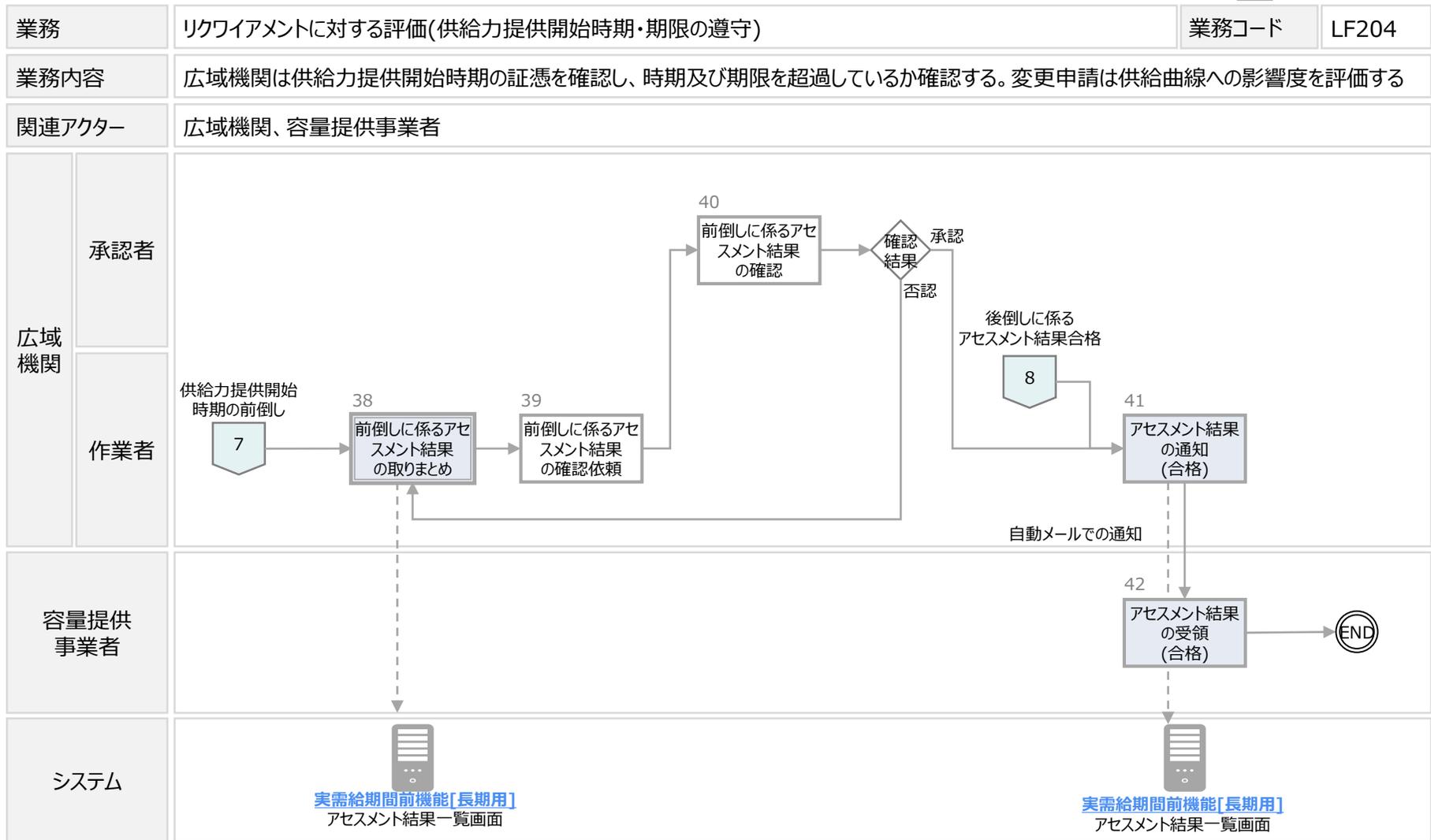
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守) (7/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



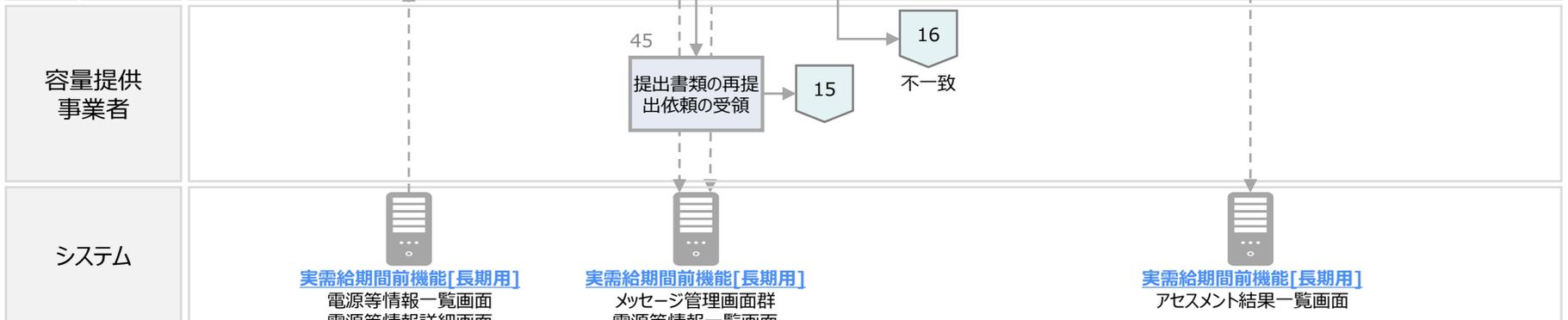
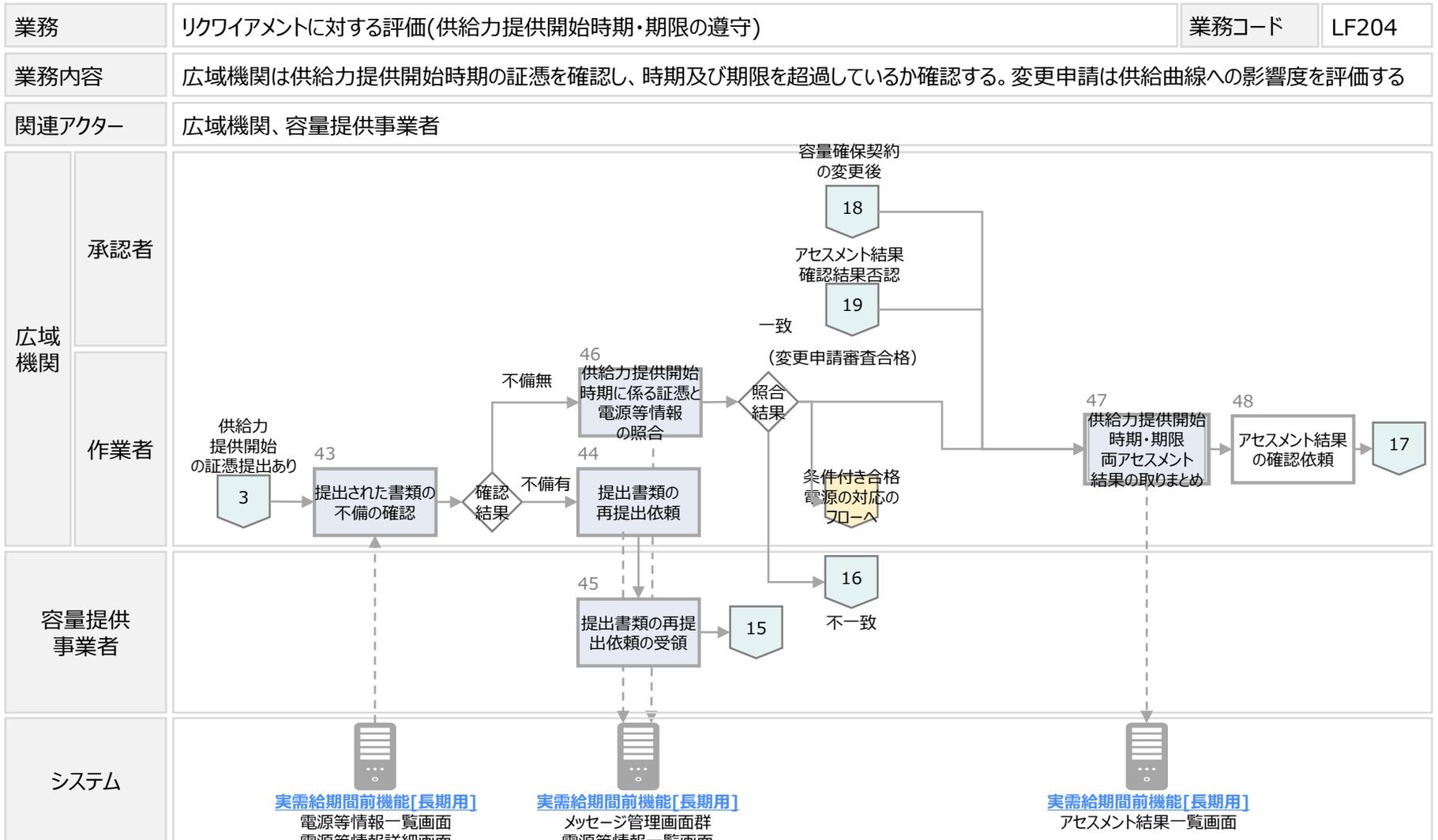
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守) (8/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守) (9/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



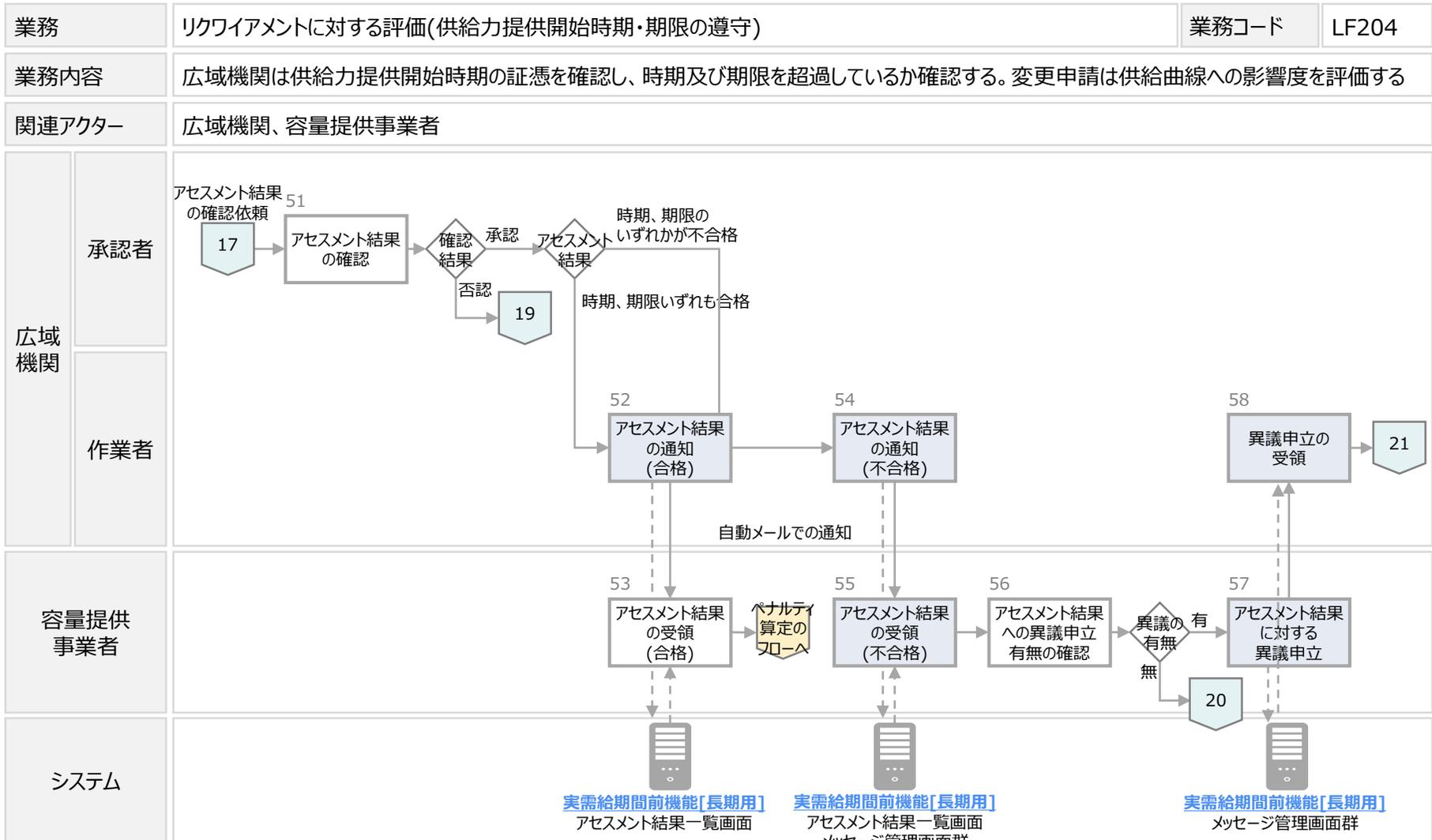
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)(10/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)	業務コード	LF204
業務内容	広域機関は供給力提供開始時期の証憑を確認し、時期及び期限を超過しているか確認する。変更申請は供給曲線への影響度を評価する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		
広域機関	承認者	<pre> graph TD 16[16 証憑と電源等情報の照合結果不一致] --> 49[49 電源等情報の変更依頼] 49 -.-> 50[50 電源等情報の変更依頼受領] 50 --> F1[参加登録情報の変更対応のフロー] F1 --> F2[容量確保契約の変更のフロー] F2 --> 18[18] </pre>	
	作業員		
容量提供事業者	<p>参加登録情報の変更対応のフロー</p> <p>容量確保契約の変更のフロー</p>		
システム	<p>実需給期間前機能[長期用] メッセージ管理画面群</p>		

リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)(11/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



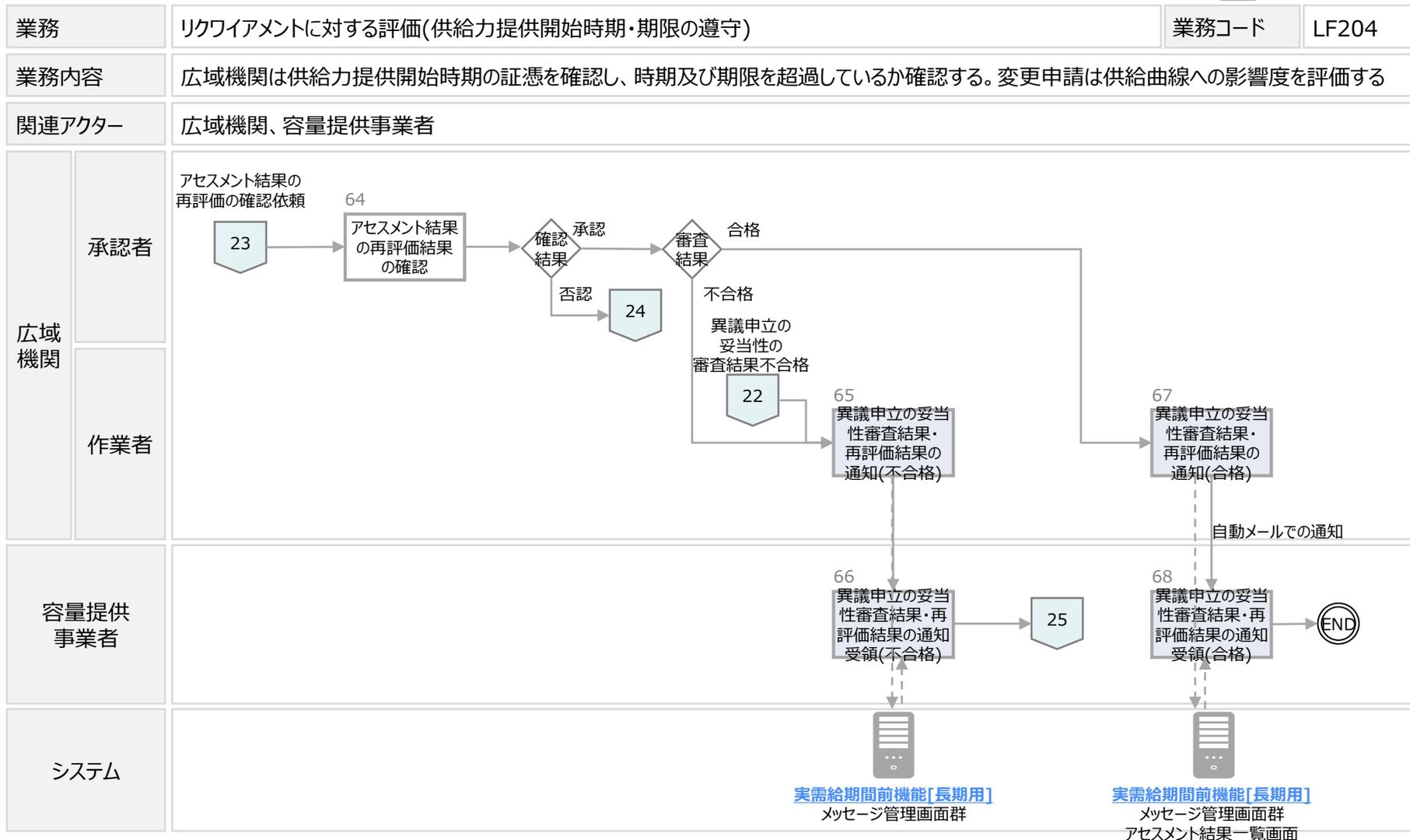
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)(12/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)	業務コード	LF204
業務内容	広域機関は供給力提供開始時期の証憑を確認し、時期及び期限を超過しているか確認する。変更申請は供給曲線への影響度を評価する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		
広域機関	承認者	<pre> graph LR 21[21 異議申立の受領] --> 59[59 異議申立の妥当性の審査] 59 --> 60[60 異議申立の妥当性の審査結果の確認依頼] 60 --> 61[61 異議申立の妥当性の審査結果の確認] 61 --> Conf{確認結果} Conf -- 承認 --> Res{審査結果} Res -- 合格 --> 24[24 アセスメント結果の再評価結果の確認結果否認] Res -- 不合格 --> 22[22] 24 --> 62[62 アセスメント結果の再評価] 62 --> 63[63 アセスメント結果の再評価結果の確認依頼] 63 --> 23[23] </pre>	
	作業員		
容量提供事業者			
システム			

リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)(13/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)(14/14)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(供給力提供開始時期・期限の遵守)	業務コード LF204
業務内容	広域機関は供給力提供開始時期の証憑を確認し、時期及び期限を超過しているか確認する。変更申請は供給曲線への影響度を評価する	
関連アクター	広域機関、容量提供事業者	
広域機関	承認者	<pre> graph TD A[アセスメント結果への異議申立なし 20] --> B[異議申立の審査結果の通知受領(不合格) 25] B --> C[ペナルティ算定のフロー] B --> D[容量確保契約の変更のフロー] E{不合格の供給力提供開始期限リクワイアメント} </pre>
	作業者	
容量提供事業者		
システム		

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守		業務コード	LF204-01
プロセス	名称	供給力提供開始時期が当該年度の電源情報確認		
	概要	広域機関(作業)が、制度適用期間開始前年度の4月初旬に、当該年度に供給力提供開始時期が到来する電源の情報の一覧を確認する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	電源等情報に基づく供給力提供開始時期の取得方法			

- 広域機関(作業)は、リクワイアメントの達成状況のアセスメントとして供給力提供開始を証する証憑の提出状況を確認するために、対象年度中に供給力提供開始時期が到来する契約電源を確認・抽出し、当該年度のリクワイアメントに必要な電源の情報を一覧化する

一覧化の対象となる情報	情報詳細
対象容量提供事業者の識別情報	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者名 担当者名 担当者の連絡先
対象契約電源の識別情報	<ul style="list-style-type: none"> 契約電源名 電源等識別番号
供給力提供開始時期・期限の遵守のリクワイアメントに必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期 供給力提供開始期限

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守	業務コード	LF204-07
プロセス	名称	供給力提供開始を証する証憑の送付	
	概要	容量提供事業者が、広域機関(作業者)に供給力提供開始を証する書類を送付する	
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		
当仕様書の記載内容	容量提供事業者が供給力提供開始を証する方法		

- 容量提供事業者は、広域機関(作業者)に対し証憑の提出を中心とした方法で契約電源が供給力の提供を開始したことを証する

【供給力提供開始を証する方法】

供給力提供開始を証する方法		優先度	条件
<ul style="list-style-type: none"> 証憑の提出 	発電事業届出書	1. 原則として、発電事業届出書の提出を求める	<ul style="list-style-type: none"> 資源エネルギー庁から認可された発電事業届出書であること
	プレスリリース	2. 発電事業届出書の提出ができない場合に限り、プレスリリースの提出を求める	<ul style="list-style-type: none"> 契約電源についての試運転開始時期または供給力提供開始時期がわかるプレスリリースであること
<ul style="list-style-type: none"> その他広域機関が妥当であると認めた方法 		3. 上記の手段をとることが不可能であり、広域機関が認めた場合に限り、広域機関の指定するその他の手段による証明を求める	<ul style="list-style-type: none"> 契約電源についての試運転開始時期または供給力提供開始時期がわかる情報であること

【対応時期】

- 広域機関が定めた一定の期間

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務		供給力提供開始時期・期限の遵守	業務コード	LF204-15
プロセス	名称	供給力提供開始時期変更依頼		
	概要	広域機関(作業)が、供給力提供開始を証する書類の提出がない容量提供事業者に対し供給力提供開始時期の変更を依頼する		
関連アクター		広域機関、容量提供事業者		
当仕様書の記載内容		供給力提供開始を証する証憑の提出状況に基づく供給力提供開始時期変更の依頼内容		
<ul style="list-style-type: none"> • 広域機関(作業)は、以下の内容を容量提供事業者に依頼する <ul style="list-style-type: none"> ✓ 容量提供事業者による供給力提供開始時期の変更に係る意思決定 ✓ 変更後の供給力提供開始時期を踏まえた電源等情報登録の変更 				

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守		業務コード	LF204-19
プロセス	名称	メインオークション・追加オークションの供給曲線への影響有無の確認		
	概要	広域機関(作業)が容量提供事業者からの供給力提供開始時期の変更申請または供給力提供開始を証する書類の提出に基づき、メインオークションまたは追加オークションの供給曲線への影響有無を確認する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	供給力提供開始予定日および変更申請実績に基づく供給曲線影響有無の確認方法			

【メインオークション・追加オークションの供給曲線への影響有無の判断基準】

- 広域機関(作業)は、供給力提供開始時期の変更申請がなされた場合に、供給力提供開始時期の変更がメインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響があるか判断する
- 供給曲線への影響有無は、以下の通り変更申請の提出時期と変更後の供給力提供開始時期によって判断する

時期変更実施タイミングと供給曲線への影響有無の判断

年度	X-4年度	X-3年度	X-2年度	X-1年度	X年度	X+1年度	X+2年度	X+3年度	X+4年度	X+5年度	供給曲線への影響有無の判断軸		供給曲線への影響有無
マイルストン											変更申請の時期	変更後の供給力提供開始時期	
変更申請の時期と変更後の供給力提供開始時期													

ケース	変更申請の時期	変更後の供給力提供開始時期	供給曲線への影響有無
ケース①：メインAX供給曲線策定後の申請、供給曲線に影響有	X+1年度メインAX供給曲線の策定後	X+2年度	• メインAX供給曲線へ影響有(X+1年度)
ケース②：複数年度メインAX供給曲線策定後の申請、一部供給曲線には影響無	X+2年度メインAX供給曲線の策定後	X+2年度	• メインAX供給曲線へ影響有(X+1年度)
ケース③：追加AX供給曲線策定後の申請、供給曲線に影響有	X+1年度追加AX供給曲線の策定後	X+3年度以降	• 追加AXへ影響(X+1年度) • メインAX供給曲線へ影響有(X+2年度)
ケース④：供給曲線策定前の申請、供給曲線に影響無	X+1年度メインAX供給曲線の策定前	X+2年度	• 供給曲線への影響無

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守	業務コード	LF204-19
プロセス	名称	メインオークション・追加オークションの供給曲線への影響有無の確認	
	概要	広域機関(作業)が容量提供事業者からの供給力提供開始時期の変更申請または供給力提供開始を証する書類の提出に基づき、メインオークションまたは追加オークションの供給曲線への影響有無を確認する	
関連アクター	広域機関		
当仕様書の記載内容	供給力提供開始予定日および変更申請実績に基づく供給曲線影響有無の確認方法		

【メインオークション・追加オークションの供給曲線への影響有無の判断基準】

- 供給力提供開始時期の変更に伴うメインオークションまたは追加オークションの供給曲線への影響有無を判断するにあたり、供給曲線に当該電源の供給力が見込まれているかを確認する
- 供給曲線に見込まれていない場合はペナルティ算定から除く

【供給曲線に見込まれていない場合の例】



※：メインAX供給曲線作成時点で長期AX約定結果が公表されている場合のみ、供給曲線に長期AXの供給力が「見込まれている」とみなす
 逆に、メインAX供給曲線作成以後に、長期AX約定結果が公表された場合は、供給曲線に長期AXの供給力が「見込まれていない」とみなす

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守		業務コード	LF204-20
プロセス	名称	後倒しに係るアセスメント結果の取りまとめ		
	概要	広域機関(作業員)が、容量提供事業者のアセスメント結果をとりまとめる		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	供給曲線への影響有無に基づくアセスメント結果の取りまとめ方法			

- 広域機関(作業員)は、容量提供事業者が供給力提供開始時期を変更申請を提出し、変更時期が延期となった場合、前プロセスの供給曲線への影響有無に基づき、アセスメント結果を決定する

供給力提供開始時期が後倒しになった場合の供給曲線への影響有無とアセスメント結果の判断

供給曲線への影響有無	供給力提供開始時期のリクワイアメントに係るアセスメント結果
メインAX供給曲線へ影響有(年度問わず)	アセスメント結果不合格
追加AX供給曲線へ影響有(年度問わず)	
供給曲線への影響無	アセスメント結果合格

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守	業務コード	LF204-20
プロセス	名称	後倒しに係るアセスメント結果の取りまとめ	
	概要	広域機関(作業員)が、容量提供事業者のアセスメント結果をとりまとめる	
関連アクター	広域機関		
当仕様書の記載内容	供給曲線への影響有無に基づくアセスメント結果の取りまとめ方法		

- 複数供給曲線へ影響を与える場合、広域機関(作業員)は年度ごとにアセスメントを起票し、供給曲線への影響有無に基づき、アセスメント結果を決定する【複数年度に渡りの供給曲線へ影響を与える供給力提供開始時期の変更例】



【複数の供給曲線へ影響を与えた場合のアセスメント例】

アセスメント番号	電源等識別番号	変更日	供給曲線への影響	アセスメント
02	00000000001	X+3年Y月Z日	影響なし	合格
03	00000000001	X+3年Y月Z日	影響なし	合格
04	00000000001	X+3年Y月Z日	X+4年度メインAX	不合格
05	00000000001	X+3年Y月Z日	X+5年度メインAX	不合格
06	00000000001	X+3年Y月Z日	影響なし	合格

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守		業務コード	LF204-28
プロセス	名称	異議申立の妥当性の審査		
	概要	広域機関(作業員)が、異議申立の妥当性を審査する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	異議申立妥当性審査の可否の具体例			

- 広域機関(作業員)は、容量提供事業者から5営業日以内に提出されたアセスメント結果(不合格)に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する
- 異議申立の内容が以下の例に該当、またはその他の理由で広域機関が妥当だと判断された場合、妥当性審査を合格とする

想定される異議申立の対象項目	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例
供給曲線への影響年度に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none"> • 合理的な理由*1により、供給力提供開始時期を変更申請するタイミングが遅れた場合 • 変更後の供給力提供開始時期の登録に不備があり、広域機関が修正を認めた*1場合 • 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した*1場合

*1 合理的な理由、修正を認める理由および異議申立を妥当であると判断する理由については、広域機関が個別の事例を確認し判断する

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守	業務コード	LF204-31
プロセス	名称	アセスメント結果の再評価	
	概要	広域機関(作業)が、異議申立の妥当性審査結果を踏まえ、アセスメント結果の再評価を行う	
関連アクター	広域機関		
当仕様書の記載内容	アセスメント結果再評価の合否の具体例		

- 広域機関(作業)は以下の手順でアセスメント結果を再評価する

アセスメント結果の再評価手順	業務詳細
Step1 妥当性審査結果を合格した異議申立の内容確認	<ul style="list-style-type: none"> 妥当性審査結果を合格した異議申立 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 合理的な理由により、供給力提供開始時期を変更申請するタイミングが遅れた場合 ✓ 変更後の供給力提供開始時期の登録に不備があり、広域機関が修正を認めた場合 ✓ 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合
Step2 アセスメント結果の再評価	<ul style="list-style-type: none"> 妥当性審査結果を合格した異議申立の内容を踏まえて、アセスメント結果を再評価する <ul style="list-style-type: none"> ✓ アセスメント結果の再評価結果(合格) <ul style="list-style-type: none"> ➢ アセスメント結果(不合格)→アセスメント(合格)となるケース ✓ アセスメント結果の再評価結果(不合格) <ul style="list-style-type: none"> ➢ アセスメント結果(不合格)→アセスメント結果(一部合格/一部不合格)となるケース ➢ アセスメント結果(不合格)から評価の変更がないケース

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守		業務コード	LF204-38
プロセス	名称	前倒しに係るアセスメント結果の取りまとめ		
	概要	広域機関(作業者)が、容量提供事業者の供給力提供開始時期の前倒しに係るアセスメント結果をとりまとめる		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	供給力提供開始時期前倒しに係るアセスメント結果の取りまとめ方法			
<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業者)は、容量提供事業者が供給力提供開始に係る証憑の提出を受け、供給力提供開始時期からアセスメント結果を決定する <p>【アセスメント結果の取りまとめ手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期に係る証憑より、供給力提供開始時期が前倒しされたことを確認 供給力提供開始時期の前倒しを確認した電源について、アセスメント結果(合格)として取りまとめる <ul style="list-style-type: none"> ✓ 供給力提供開始時期の前倒しは供給曲線への影響はあるものの、供給力増加に伴う影響であることから、アセスメント結果(合格)として取り扱う 				

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守		業務コード	LF204-47
プロセス	名称	供給力提供開始時期・期限両アセスメント結果の取りまとめ		
	概要	広域機関(作業者)が、供給力提供開始時期および供給力提供開始期限のアセスメント結果を取りまとめる		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	供給力提供開始を証する書類に基づくアセスメント結果の取りまとめ方法			

- 広域機関(作業者)は、容量提供事業者が供給力提供開始に係る書類の提出を受け、実際の供給力提供開始時期からアセスメント結果を決定する

実際の供給力提供開始時期に基づくアセスメント結果

凡例 ○：アセスメント結果合格 ×：アセスメント結果不合格

実際の供給力提供開始		アセスメント結果	
供給力提供開始時期の前/後	供給力提供開始期限の前/後	供給力提供開始時期*1	供給力提供開始期限
予定より前 または予定通り	期限前	○	○
	期限超過	○	×
予定より後 (同一年度内)	期限前	○	○
	期限超過	○	×

*1：1年度以上供給力提供開始時期が後倒しされる契約電源については当該業務プロセスの対象外であることから、証憑が提出された時点では供給曲線へ影響判断が行われないため、供給力提供開始時期の遵守のアセスメントはすべて合格となる

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守		業務コード	LF204-59
プロセス	名称	異議申立の妥当性の審査		
	概要	広域機関(作業員)が、異議申立の妥当性を審査する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	異議申立妥当性審査の可否の具体例			

- 広域機関(作業員)は、容量提供事業者から5営業日以内に提出されたアセスメント結果(不合格)に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する
- 異議申立の内容が以下の例に該当、またはその他の理由で広域機関が妥当だと判断された場合、妥当性審査を合格とする

想定される異議申立の対象項目	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例
供給力提供開始期限に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none"> • 合理的な理由*1により、供給力提供開始期限を超過した場合 • 供給力提供開始を証する書類に不備があり、広域機関が修正を認めた*1場合 • 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した*1場合

*1 合理的な理由、修正を認める理由および異議申立を妥当であると判断する理由については、広域機関が個別の事例を確認し判断する

リクワイアメント・アセスメント：供給力提供開始時期・期限の遵守

業務	供給力提供開始時期・期限の遵守	業務コード	LF204-62
プロセス	名称	アセスメント結果の再評価	
	概要	広域機関(作業)が、異議申立の妥当性審査結果を踏まえ、アセスメント結果の再評価を行う	
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		
当仕様書の記載内容	アセスメント結果再評価の可否の具体例		

- 広域機関(作業)は以下の手順でアセスメント結果を再評価する

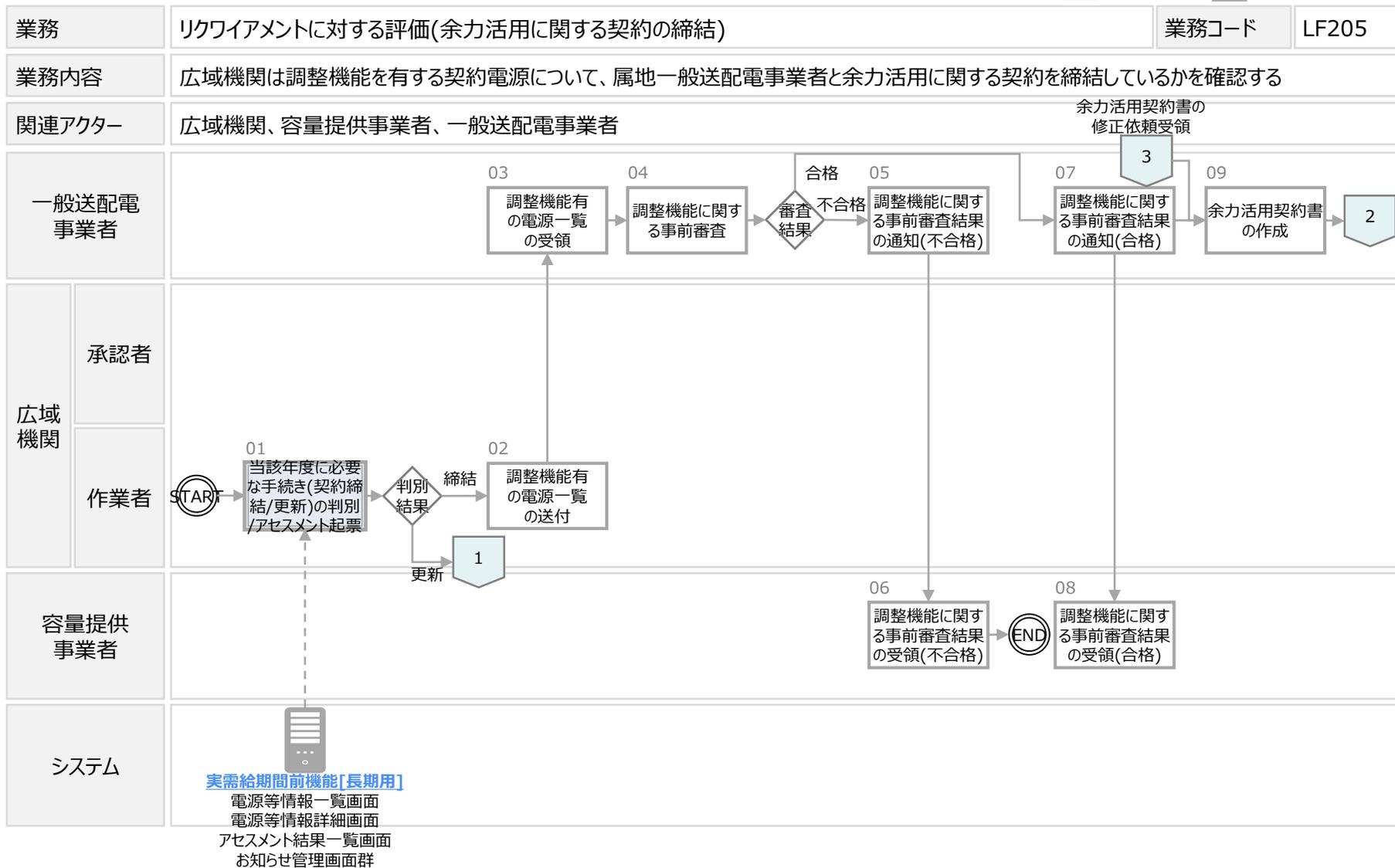
アセスメント結果の再評価手順	業務詳細
Step1 妥当性審査結果を合格した異議申立の内容確認	<ul style="list-style-type: none"> 妥当性審査結果を合格した異議申立 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 合理的な理由により、供給力提供開始期限を超過した場合 ✓ 供給力提供開始を証する書類に不備があり、広域機関が修正を認めた場合 ✓ 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合
Step2 アセスメント結果の再評価	<ul style="list-style-type: none"> 妥当性審査結果を合格した異議申立の内容を踏まえて、アセスメント結果を再評価する <ul style="list-style-type: none"> ✓ アセスメント結果の再評価結果(合格) <ul style="list-style-type: none"> ➢ アセスメント結果(不合格)→アセスメント(合格)となるケース ✓ アセスメント結果の再評価結果(不合格) <ul style="list-style-type: none"> ➢ アセスメント結果(不合格)→アセスメント結果(一部合格/一部不合格)となるケース ➢ アセスメント結果(不合格)から評価の変更がないケース

LF205

余力活用に関する契約の締結

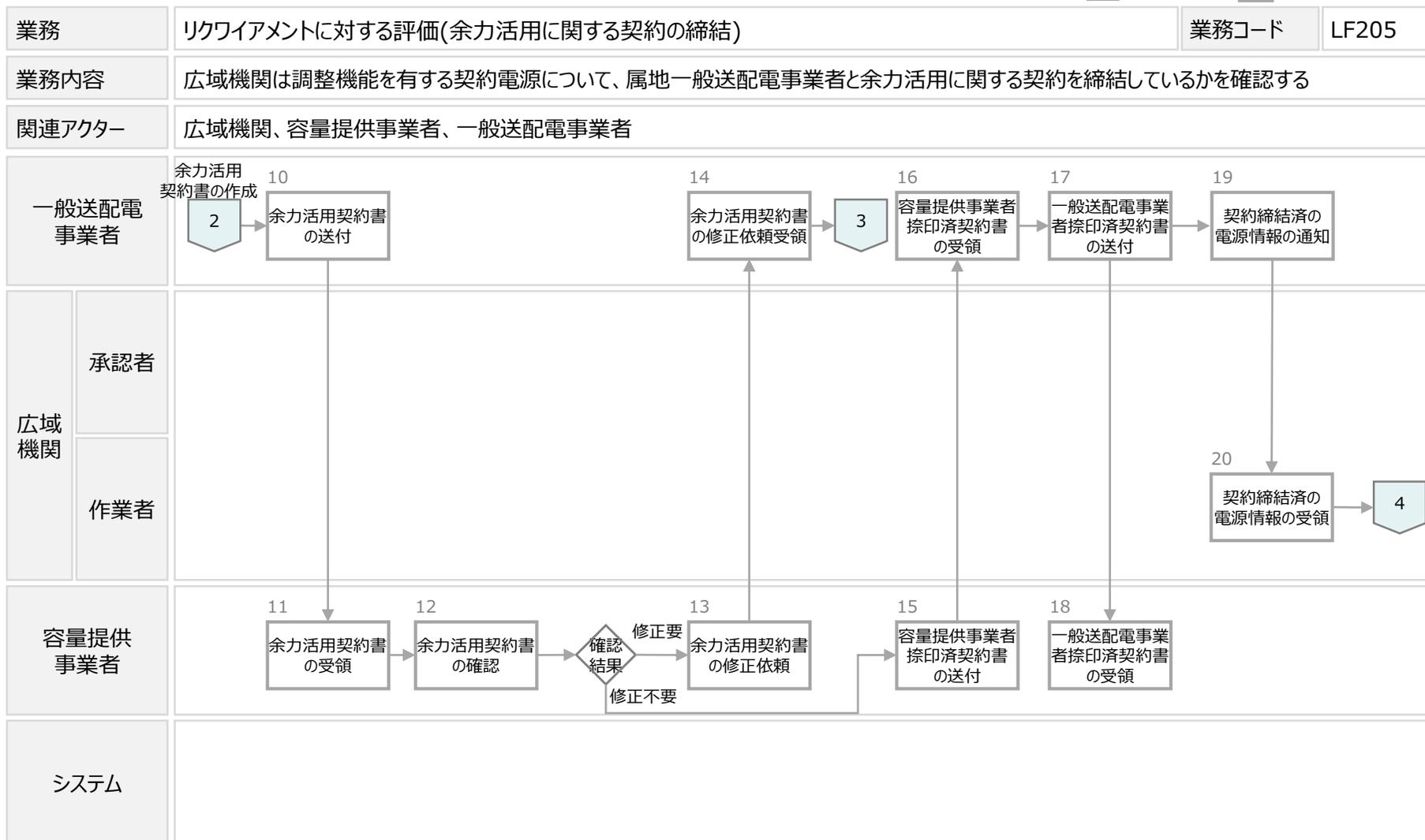
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結) (1/8)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



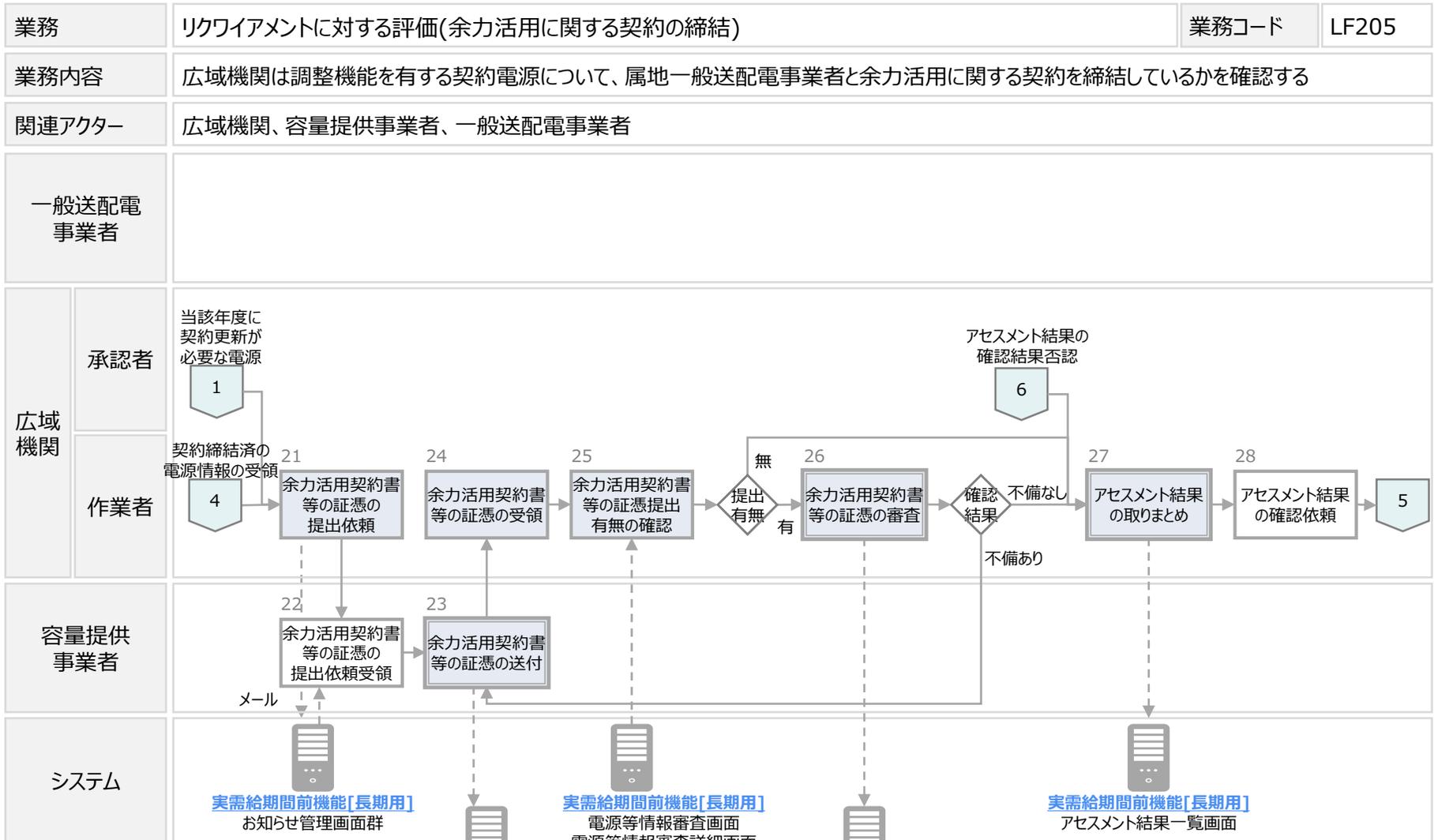
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結) (2/8)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



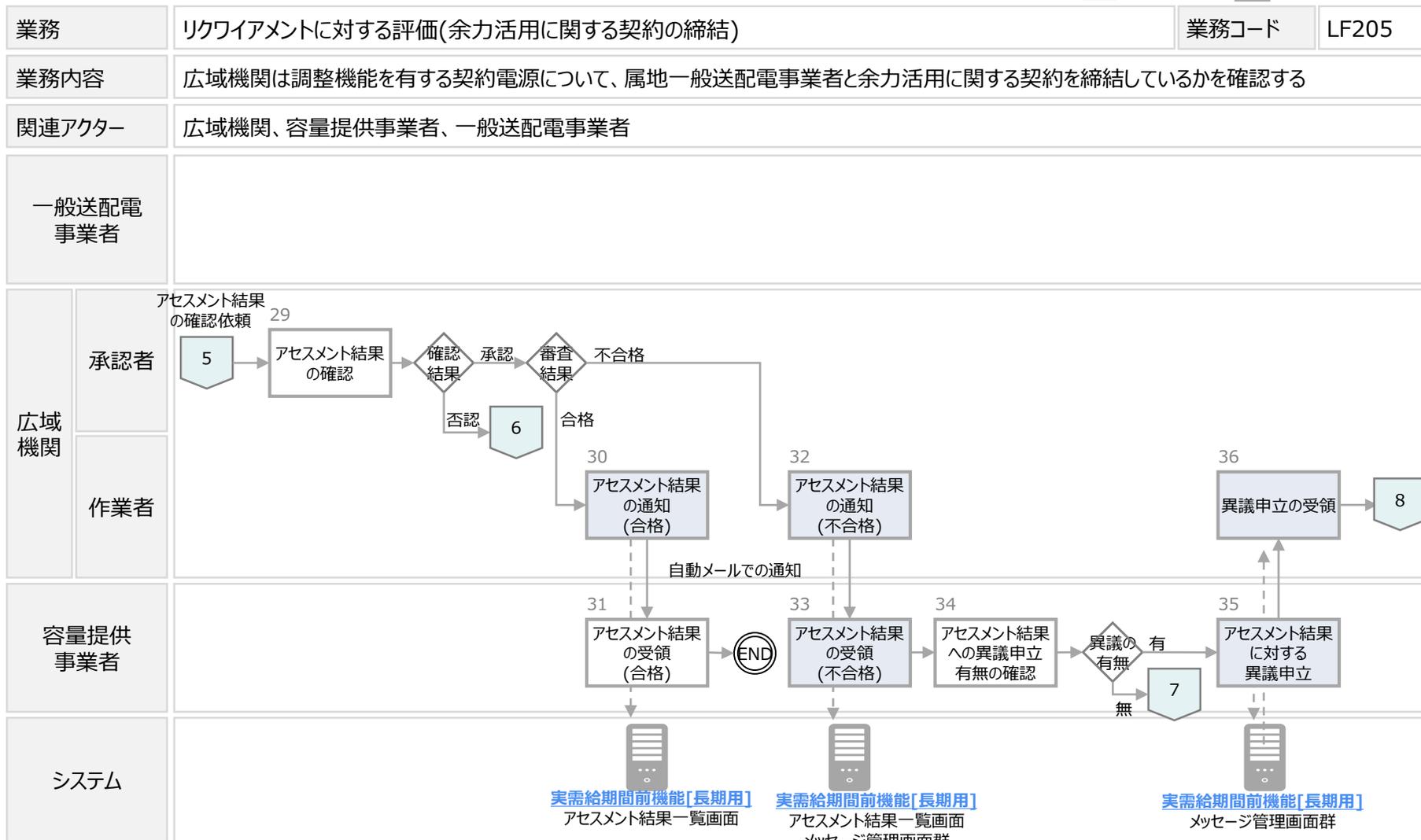
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結) (3/8)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結) (4/8)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



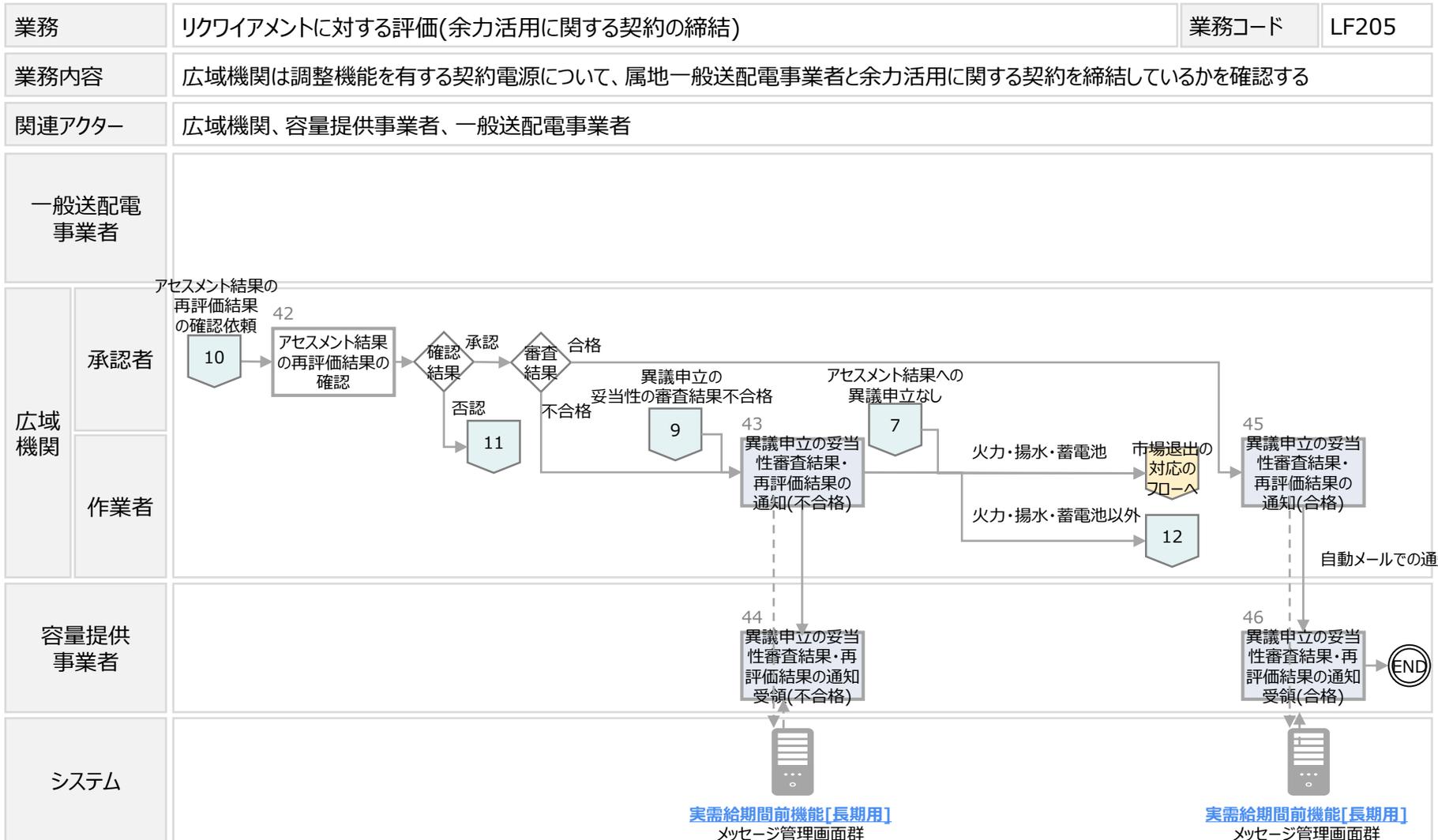
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結) (5/8)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結)	業務コード	LF205
業務内容	広域機関は調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しているかを確認する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者、一般送配電事業者		
一般送配電事業者			
広域機関	承認者	<pre> graph LR 8[8 異議申立の受領] --> 37[37 異議申立の妥当性の審査] 37 --> 38[38 異議申立の妥当性の審査結果の確認依頼] 38 --> 39[39 異議申立の妥当性の審査結果の確認] 39 --> CR{確認結果} CR -- 承認 --> CR2{審査結果} CR -- 否認 --> 10[10] CR2 -- 合格 --> 9[9] CR2 -- 不合格 --> 11[11 アセスメント結果の再評価結果の確認結果否認] 9 --> 11 11 --> 40[40 アセスメント結果の再評価] 40 --> 41[41 アセスメント結果の再評価結果の確認依頼] 41 --> 10 </pre>	
	作業員		
容量提供事業者			
システム			

リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結) (6/8)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



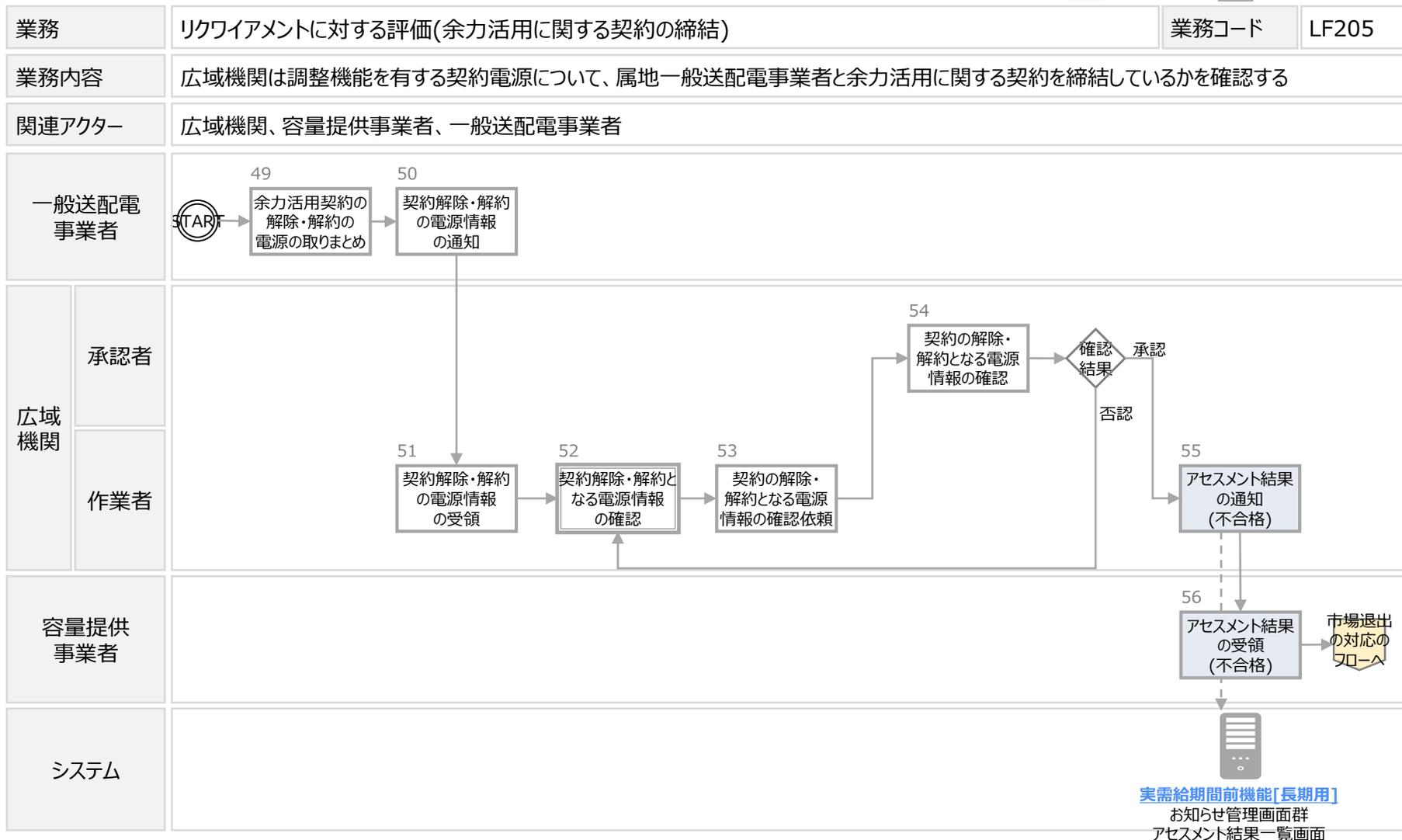
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結) (7/8)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結)	業務コード	LF205
業務内容	広域機関は調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しているかを確認する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者、一般送配電事業者		
一般送配電事業者			
広域機関	承認者		
	作業員	<p>アセスメント結果および再評価結果(不合格)のうち火力・揚水・蓄電池以外</p> <pre> graph TD 12[12] --> 47[調整機能無への変更依頼] 47 -.-> 48[調整機能無への変更依頼受領] 48 --> Flow[参加登録情報に係る変更のフロー] 48 <--> System[実需給期間前機能[長期用]メッセージ管理画面群] </pre>	
容量提供事業者	<p>参加登録情報に係る変更のフロー</p>		
システム	<p>実需給期間前機能[長期用] メッセージ管理画面群</p>		

リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(余力活用に関する契約の締結) (8/8)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント：余力活用に関する契約の締結

業務	余力活用に関する契約の締結		業務コード	LF205-01
プロセス	名称	当該年度に必要な手続き(契約締結/更新)の判別		
	概要	広域機関(作業)が、電源等情報の調整機能有の電源情報から当該年度に必要な手続き(契約締結または更新)の電源一覧を作成し、必要な手続きを判別する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	電源等情報に基づく当該年度に必要な手続きの判別方法			

- 広域機関(作業)は、調整機能有の電源情報の一覧を作成し、余力活用に関する契約に係る必要な手続きを判別する【調整機能有の電源の一覧作成】

一覧化の対象となる情報	情報詳細
対象容量提供事業者の識別情報	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者名 担当者名 担当者の連絡先
対象契約電源の識別情報	<ul style="list-style-type: none"> 契約電源名 電源等識別番号
余力活用に関する契約の締結のリクワイアメントに係る情報	<ul style="list-style-type: none"> 調整機能有の情報 制度適用期間

【必要な手続きの判別】

- 契約の締結
 - ✓ 当該年度が対象電源の制度適用期間開始年度の場合
- 契約の更新
 - ✓ 当該年度が対象電源の制度適用期間2年度以降の場合

リクワイアメント・アセスメント：余力活用に関する契約の締結

業務	余力活用に関する契約の締結		業務コード	LF205-23						
プロセス	名称	余力活用契約書等の証憑の送付								
	概要	容量提供事業者が、余力活用契約書等の証憑を広域機関(作業者)に送付する								
関連アクター	広域機関、容量提供事業者									
当仕様書の記載内容	容量提供事業者が提出する証憑の具体例									
<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者が、広域機関(作業者)へ以下の証憑を提出する <table border="1" data-bbox="499 554 1570 861"> <thead> <tr> <th>電源情報</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整機能有と登録した電源のうち 水力電源(揚水式)および蓄電池以外</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約書の写し </td> </tr> <tr> <td>調整機能有と登録した電源のうち 水力電源(揚水式)および蓄電池</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約書の写し グリッドコードの要件を満たすことを証する書類 ✓ 設備スペック表など </td> </tr> </tbody> </table>					電源情報	提出書類	調整機能有と登録した電源のうち 水力電源(揚水式)および蓄電池以外	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約書の写し 	調整機能有と登録した電源のうち 水力電源(揚水式)および蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約書の写し グリッドコードの要件を満たすことを証する書類 ✓ 設備スペック表など
電源情報	提出書類									
調整機能有と登録した電源のうち 水力電源(揚水式)および蓄電池以外	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約書の写し 									
調整機能有と登録した電源のうち 水力電源(揚水式)および蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約書の写し グリッドコードの要件を満たすことを証する書類 ✓ 設備スペック表など 									

リクワイアメント・アセスメント：余力活用に関する契約の締結

業務	余力活用に関する契約の締結		業務コード	LF205-26
プロセス	名称	余力活用契約書等の証憑の審査		
	概要	広域機関(作業)が、余力活用契約書等の証憑の審査を行う		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	余力活用に関する契約書および調整機能に係る証憑の審査方法			

- 広域機関(作業)は、容量提供事業者から受領した余力活用契約書等の証憑を以下の手順で審査する

確認手順	業務詳細
Step1 証憑の体裁に係る不備の確認	<ul style="list-style-type: none"> 以下の理由をもって証憑の不備ありと判断する <ul style="list-style-type: none"> ✓ 余力活用契約書の写しまたはグリッドコードの要件を満たすことを証する書類以外が提出されている場合 ✓ 広域機関が不備があると認めた場合
Step2 証憑の記載内容に係る審査	<ul style="list-style-type: none"> 審査結果合格 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該年度における余力活用に関する契約の締結・更新が確認できた場合 ✓ 水力電源(揚水式)および蓄電池に求められるグリッドコードの要件をすべて満たしていることが確認できた場合 審査結果不合格 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該年度に余力活用に関する契約を締結・更新していない場合 ✓ 水力電源(揚水式)および蓄電池に求められるグリッドコードの要件を一部満たしていないことを確認した場合

リクワイアメント・アセスメント：余力活用に関する契約の締結

業務	余力活用に関する契約の締結		業務コード	LF205-27
プロセス	名称	アセスメント結果(不合格)の取りまとめ		
	概要	広域機関(作業)が、余力活用契約書等の証憑の審査結果に基づき、アセスメント結果を取りまとめる		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	証憑審査結果に基づくアセスメント結果の取りまとめ方法			
<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業)は、証憑提出有無の確認結果および証憑の審査結果に基づき、アセスメント結果を取りまとめる 				
証憑提出有無の確認結果および証憑の審査結果によるアセスメント結果の判断				
		証憑提出有無の確認結果および証憑の審査結果	余力活用に関する契約の締結のリクワイアメントに係るアセスメント結果	
		<ul style="list-style-type: none"> 証憑の提出がない場合 証憑審査結果が不合格の場合 	アセスメント結果不合格	
		<ul style="list-style-type: none"> 証憑審査結果が合格の場合 	アセスメント結果合格	

リクワイアメント・アセスメント：余力活用に関する契約の締結

業務	余力活用に関する契約の締結		業務コード	LF205-37
プロセス	名称	異議申立の妥当性審査		
	概要	広域機関(作業員)が、異議申立の妥当性を審査する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	異議申立妥当性審査の可否の具体例			

- 広域機関(作業員)は、容量提供事業者から5営業日以内に提出されたアセスメント結果(不合格)に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する
- 異議申立の内容が以下の例に該当、またはその他の理由で広域機関が妥当だと判断された場合、妥当性審査を合格とする

想定される異議申立の対象項目	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例
証憑に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none"> グリッドコードの要件を満たすことを証する書類に不備があり、広域機関が修正を認めた*1場合 一般送配電事業者から受領した余力活用契約書に誤りがあった場合 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した*1場合

*1 合理的な理由、修正を認める理由および異議申立を妥当であると判断する理由については、広域機関が個別の事例を確認し判断する

リクワイアメント・アセスメント：余力活用に関する契約の締結

業務	余力活用に関する契約の締結		業務コード	LF205-40
プロセス	名称	アセスメント結果の再評価		
	概要	広域機関(作業者)が、異議申立の妥当性審査結果の合格を踏まえ、アセスメント結果の再評価を行う		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	アセスメント結果再評価の合否の具体例			

- 広域機関(作業者)は以下の手順でアセスメント結果を再評価する

アセスメント結果の再評価手順	業務詳細
Step1 妥当性審査結果を合格した異議申立の内容確認	<ul style="list-style-type: none"> 妥当性審査結果を合格した異議申立 <ul style="list-style-type: none"> ✓ グリッドコードの要件を満たすことを証する書類に不備があり、広域機関が修正を認めた場合 ✓ 一般送配電事業者から受領した余力活用契約書に誤りがあった場合 ✓ 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合
Step2 アセスメント結果の再評価	<ul style="list-style-type: none"> 妥当性審査結果を合格した異議申立の内容を踏まえて、アセスメント結果を再評価する <ul style="list-style-type: none"> ✓ アセスメント結果の再評価結果(合格) <ul style="list-style-type: none"> ➢ アセスメント結果(不合格)→アセスメント(合格)となるケース ✓ アセスメント結果の再評価結果(不合格) <ul style="list-style-type: none"> ➢ アセスメント結果(不合格)から評価の変更がないケース

リクワイアメント・アセスメント：余力活用に関する契約の締結

業務	余力活用に関する契約の締結		業務コード	LF205-52
プロセス	名称	契約解除・解約となる電源情報の確認		
	概要	広域機関(作業者)が、余力活用契約の解除・解約となる電源情報を確認する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	一般送配電事業者から受領した契約解除・解約となる電源情報			

- 広域機関(作業者)は、一般送配電事業者から受領した余力活用契約の解除・解約となる電源を確認し、電源情報を一覧化する

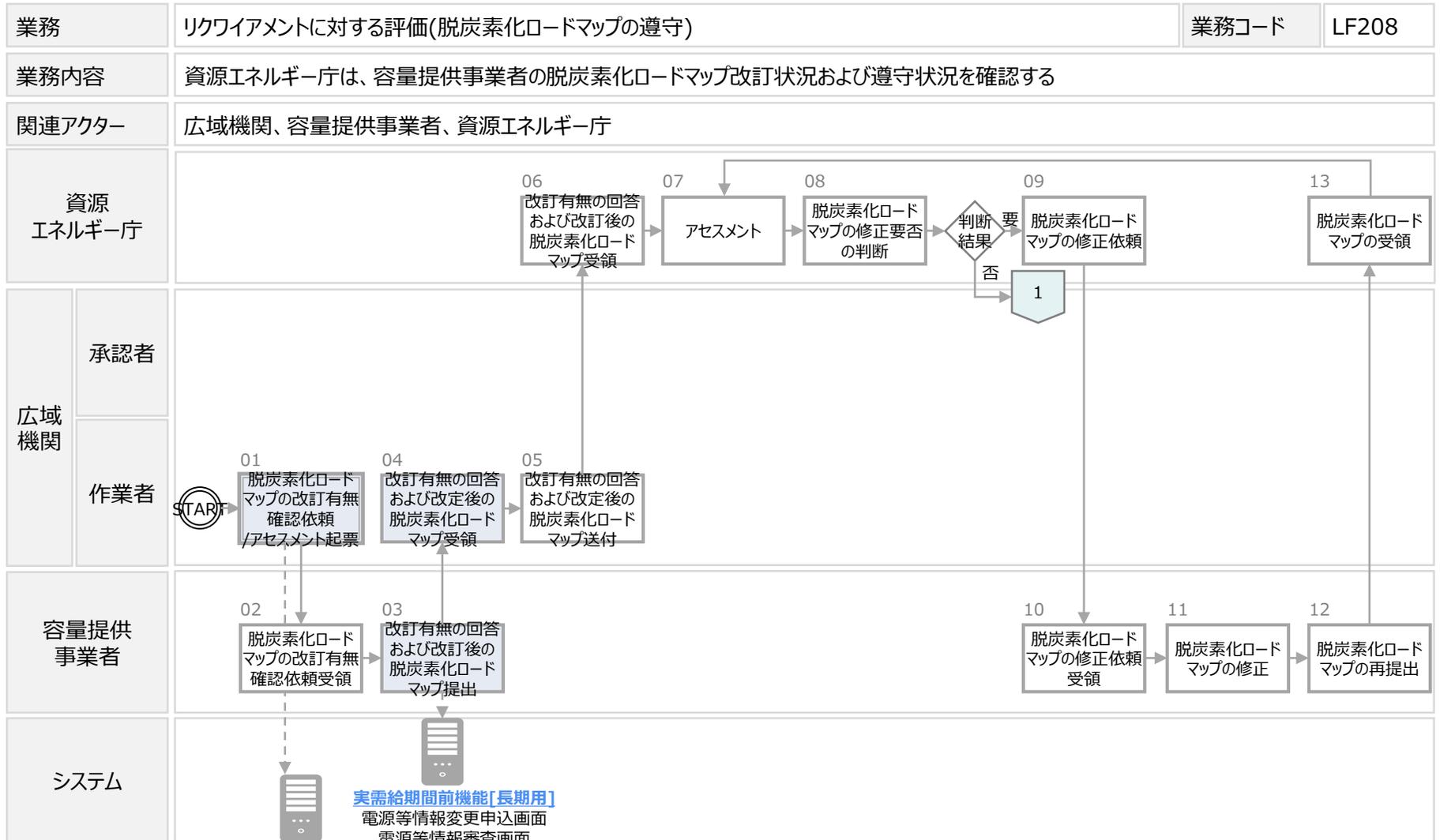
一覧化の対象となる情報	情報詳細
対象容量提供事業者の識別情報	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者名 担当者名 担当者の連絡先
対象契約電源の識別情報	<ul style="list-style-type: none"> 契約電源名 電源等識別番号
余力活用に関する契約の締結のリクワイアメントに係る情報	<ul style="list-style-type: none"> 契約解除の電源情報 契約解除の理由 契約解約の電源情報 契約解約の理由

LF208

脱炭素化ロードマップの遵守

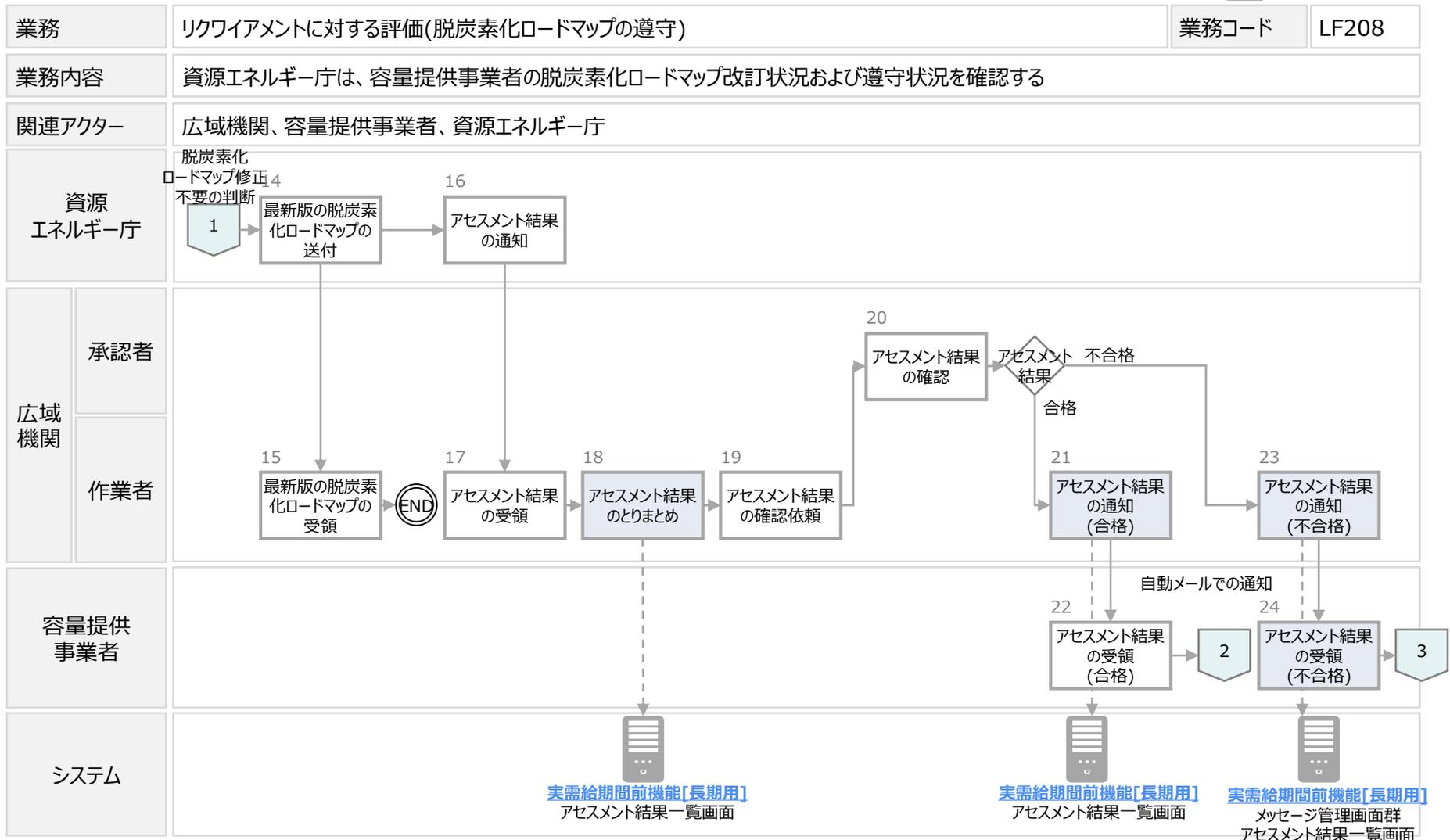
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(脱炭素化ロードマップの遵守) (1/6)

 業務仕様書の対象



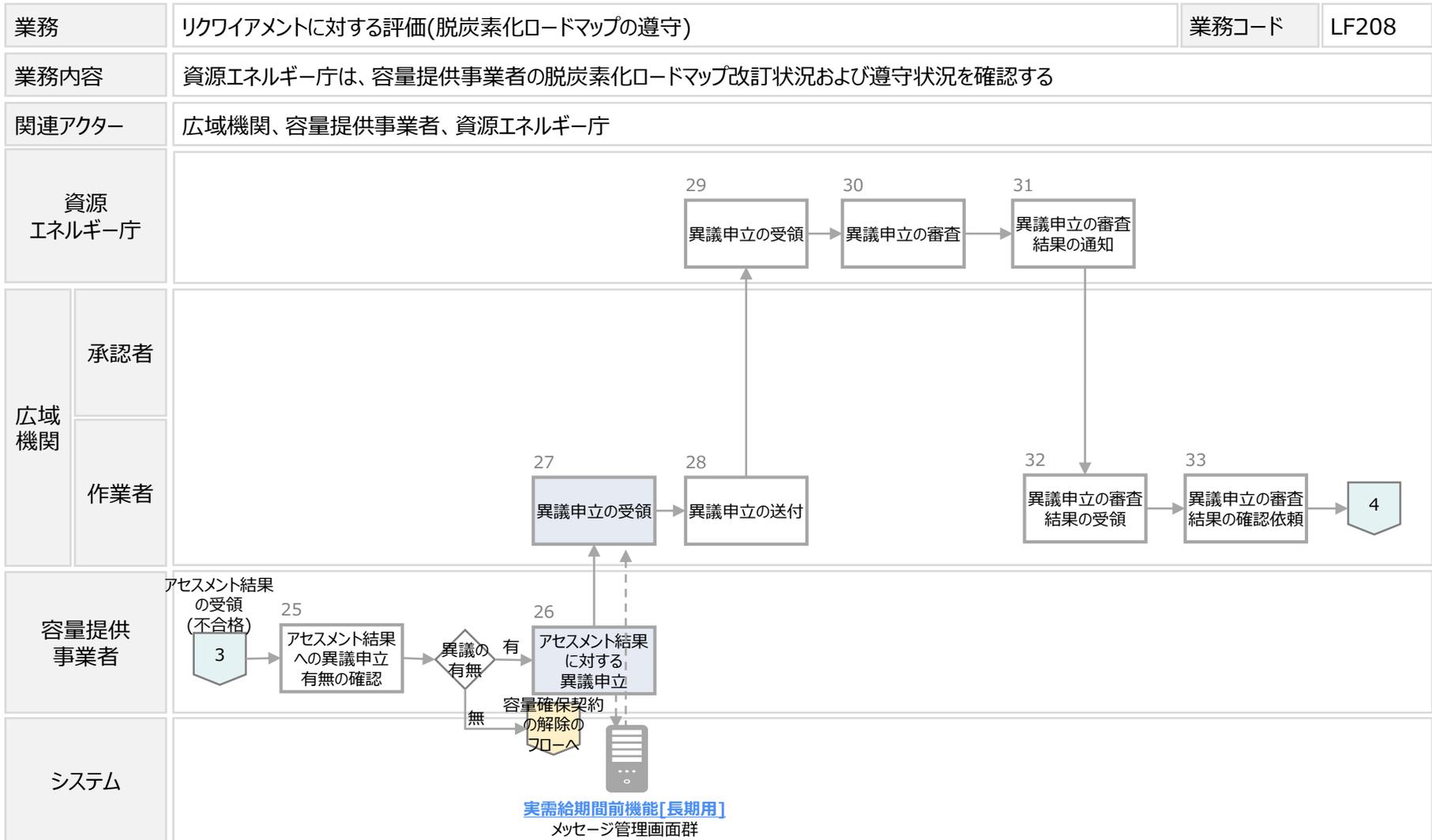
実需給期間前機能[長期用]
電源等情報一覧画面
電源等情報詳細画面
アセスメント結果一覧画面
お知らせ管理画面群

リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(脱炭素化ロードマップの遵守) (2/6)

 業務仕様書の対象


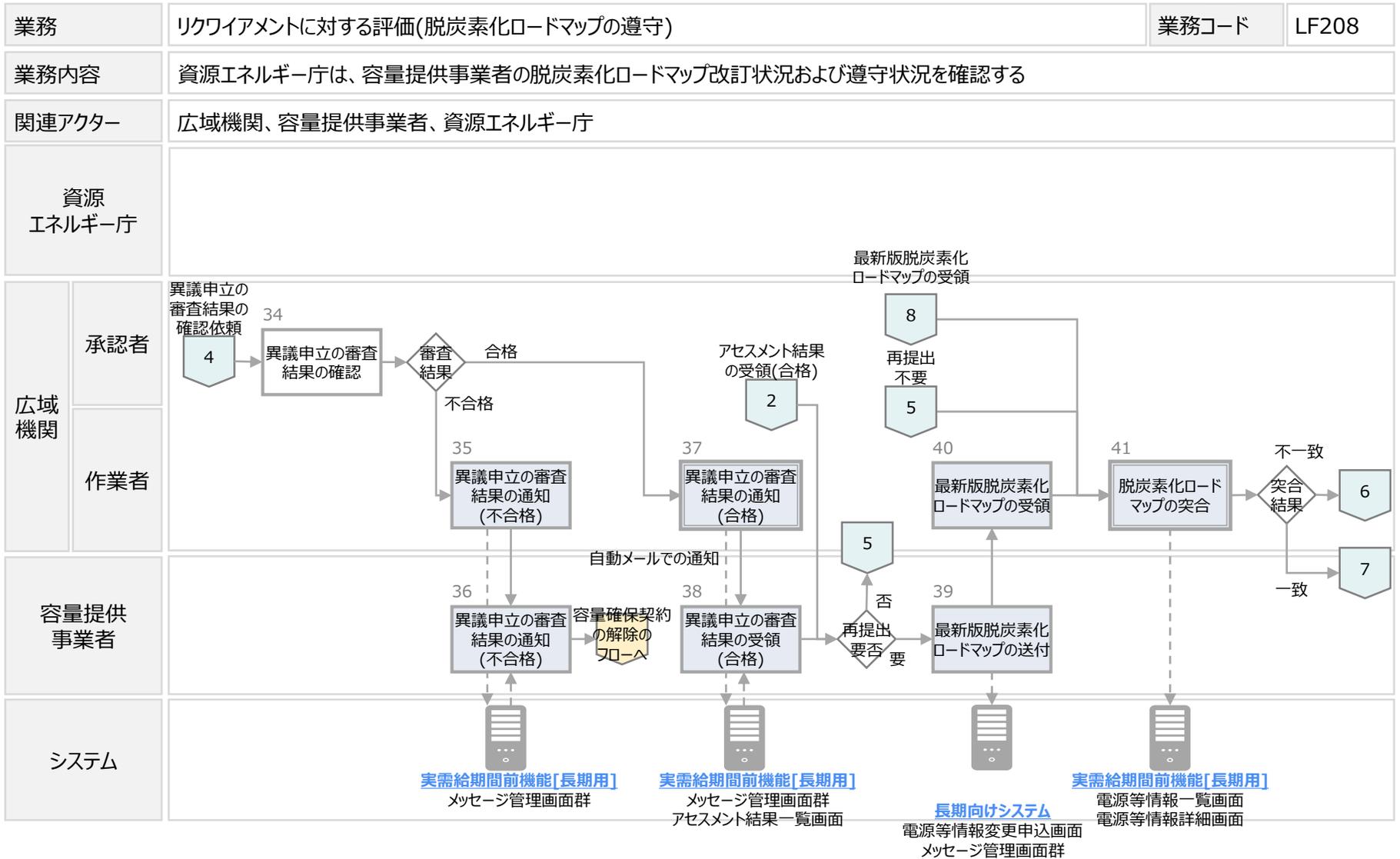
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(脱炭素化ロードマップの遵守) (3/6)

 業務仕様書の対象



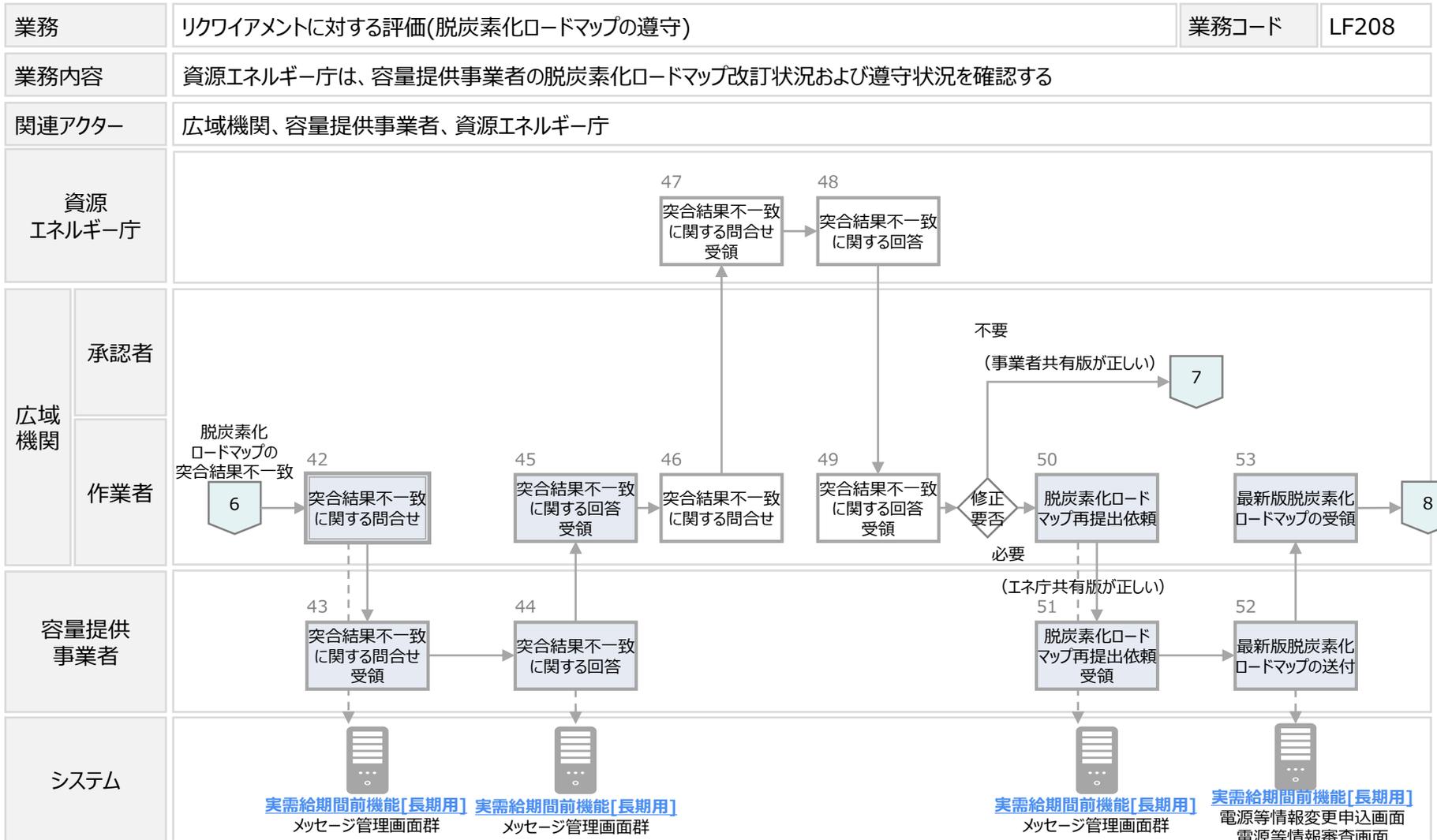
リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(脱炭素化ロードマップの遵守) (4/6)

業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(脱炭素化ロードマップの遵守) (5/6)

 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(脱炭素化ロードマップの遵守) (6/6)

 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(脱炭素化ロードマップの遵守)		業務コード	LF208
業務内容	資源エネルギー庁は、容量提供事業者の脱炭素化ロードマップ改訂状況および遵守状況を確認する			
関連アクター	広域機関、容量提供事業者、資源エネルギー庁			
資源 エネルギー庁				
広域 機関	承認者	<pre> graph LR A[7 脱炭素化ロードマップの突合結果一致] --> B[54 アセスメント結果の登録] B --> C[55 最新版の脱炭素化ロードマップのHPへの公表] C --> D((END)) B -.-> E[システム: 実需給期間前機能[長期用] アセスメント結果一覧画面] </pre>		
	作業員			
容量提供 事業者				
システム	 実需給期間前機能[長期用] アセスメント結果一覧画面			

リクワイアメント・アセスメント：脱炭素化ロードマップの遵守

業務		脱炭素化ロードマップの遵守	業務コード	LF208-01
プロセス	名称	脱炭素化ロードマップの改訂有無確認依頼		
	概要	広域機関(作業)が、容量提供事業者に改訂後の脱炭素化ロードマップまたは脱炭素化ロードマップ改訂なしの情報提出を依頼する		
関連アクター		広域機関、容量提供事業者		
当仕様書の記載内容		脱炭素化ロードマップの提出依頼内容		
<ul style="list-style-type: none"> • 広域機関(作業)は、以下の内容を容量提供事業者へ依頼する <ul style="list-style-type: none"> ✓ 容量提供事業者が最後に提出した脱炭素化ロードマップから改訂した場合は、脱炭素化ロードマップを提出すること ✓ 脱炭素化ロードマップを改訂していない場合は、その旨を広域機関(作業)へ通知すること 				

リクワイアメント・アセスメント：脱炭素化ロードマップの遵守

業務	脱炭素化ロードマップの遵守		業務コード	LF208-37
プロセス	名称	異議申立の審査結果の通知(合格)		
	概要	広域機関(作業)が、容量提供事業者へ異議申立の審査結果(合格)を通知する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者			
当仕様書の記載内容	通知内容			
<ul style="list-style-type: none"> • 広域機関(作業)は、以下の情報を容量提供事業者へ通知すること <ol style="list-style-type: none"> ① 異議申立の妥当性審査結果 (合格) ② 妥当性審査結果 (合格) にもとづくアセスメント結果の再審査結果 (合格) 				

リクワイアメント・アセスメント：脱炭素化ロードマップの遵守

業務	脱炭素化ロードマップの遵守		業務コード	LF208-39
プロセス	名称	脱炭素化ロードマップの突合		
	概要	広域機関(作業者)が、資源エネルギー庁および容量提供事業者から受領した脱炭素化ロードマップを突合する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	脱炭素化ロードマップの突合方法			

- 広域機関(作業者)は、以下の手順で脱炭素化ロードマップを突合する

突合手順	業務詳細
Step1 脱炭素化ロードマップの確認	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化ロードマップの内容の確認 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源エネルギー庁から受領した脱炭素化ロードマップ ✓ 容量提供事業者から受領した脱炭素化ロードマップ
Step2 アセスメント結果の再評価	<ul style="list-style-type: none"> 突合結果(一致) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 両者から受領した脱炭素化ロードマップが完全一致である場合 突合結果(不一致) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 両者から受領した脱炭素化ロードマップが一部または全て不一致である場合

リクワイアメント・アセスメント：脱炭素化ロードマップの遵守

業務		脱炭素化ロードマップの遵守	業務コード	LF208-40
プロセス	名称	突合結果不一致に関する問合せ		
	概要	広域機関(作業)が、容量提供事業者に脱炭素化ロードマップの突合結果不一致に関して問合せを行う		
関連アクター		広域機関、容量提供事業者		
当仕様書の記載内容		突合結果不一致に関する問合せ方法		
<ul style="list-style-type: none"> • 広域機関(作業)は、以下の内容を容量提供事業者に問い合わせる <ul style="list-style-type: none"> ✓ 突合結果不一致である理由 ✓ 容量提供事業者が提出した脱炭素化ロードマップがアセスメント時に資源エネルギー庁へ提出したものと同一か 				

リクワイアメント・アセスメント：脱炭素化ロードマップの遵守

業務	脱炭素化ロードマップの遵守		業務コード	LF208-53
プロセス	名称	最新版の脱炭素化ロードマップのHPへの公表		
	概要	広域機関(作業者)が、最新版の脱炭素化ロードマップを広域機関HPへ公表する		
関連アクター	広域機関			
当仕様書の記載内容	最新版の脱炭素化ロードマップに係る広域機関HPの公表手順			

- 広域機関(作業者)は、以下の手順で最新版の脱炭素化ロードマップを公表する

公表手順	業務詳細
Step1 公表対象の脱炭素化ロードマップの特定	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者による脱炭素化ロードマップの改訂有無を確認し、公表対象として改訂事実のある脱炭素化ロードマップを特定する
Step2 最新版の脱炭素化ロードマップの公表	<ul style="list-style-type: none"> 落札年度ごとに広域機関HPに公表されている脱炭素化ロードマップを、Step1で特定した脱炭素化ロードマップと差替えることで、最新版の脱炭素化ロードマップを広域機関HPで公表する